

飯山市
風景づくり
ガイドライン

初版 平成 26 年 10 月

改訂 平成 29 年 3 月

飯 山 市

目次

I はじめに

1. 飯山市風景づくりガイドラインとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・I-3
2. ガイドラインの構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・I-3
3. ガイドラインの利用方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・I-3
4. 届出対象行為と規模、手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・I-4

II 風景づくりの基本方針

1. 景観計画の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・II-3
2. 地域区分ごとの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・II-4

III 地域区分ごとのガイドライン

1. 市街地商業地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・III-3
2. 市街地地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・III-15
3. 沿道市街地地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・III-27
4. 田園地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・III-37
5. 山麓田園地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・III-49
6. 山地・高原地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・III-61
7. 共通編・その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・III-73

資料編

1. 地域基準一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-1
2. 行為の届出関連必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-5
3. 用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-8

1 はじめに

1. 飯山市風景づくりガイドラインとは

飯山市は、良好な風景づくりを総合的かつ計画的に進めていくための目標や方針、推進方策などを明らかにし、市民・事業者・行政が、協働により良好な風景づくりを実現することを目的とした「飯山市景観計画」を策定しました。飯山市風景づくりガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、景観計画を推進するための手引きとして、建築物の建築や工作物の建設などの行為の際の風景づくりにおける配慮事項をまとめています。

2. ガイドラインの構成

1章 風景づくりの基本的方針は、景観計画の区域と風景づくりの基本的な考え方を記載しています。

2章 地域区分ごとのガイドラインは、景観計画で地域区分している「市街地商業地域」「市街地地域」「沿道市街地地域」「田園地域」「山麓田園地域」「山地・高原地域」と、共通事項をまとめた「共通編」で構成されています。建築物の建築や工作物の建設などの行為をする際は、該当する地域と共通編のガイドラインを参照します。

資料編には、地域基準の一覧や行為の届出に必要な書類が記載されています。

3. ガイドラインの利用方法

市民や事業者みなさまが、飯山市景観計画で定められている届出対象行為や規模に該当する建築物の建築や工作物の建設等を行う際には、届出が必要になります。そこで、本ガイドラインは、建築物や工作物等を計画する際に、飯山らしい風景づくりを考えるための参考書として利用します。

具体的には、

- ◆ 建築物や工作物等の行為が、届出が必要な行為及び規模かを確認する。
- ◆ 景観計画のどの地域に属するかを調べ、その地域の基準を一読する。
- ◆ 第1章の風景づくりの基本的方針を理解する。
- ◆ 第2章地域区分ごとのガイドラインにより、該当する地域と共通編を参照して行為の計画に反映する。

もし、本ガイドラインで不明なところがあれば、市役所担当課へお問い合わせください。

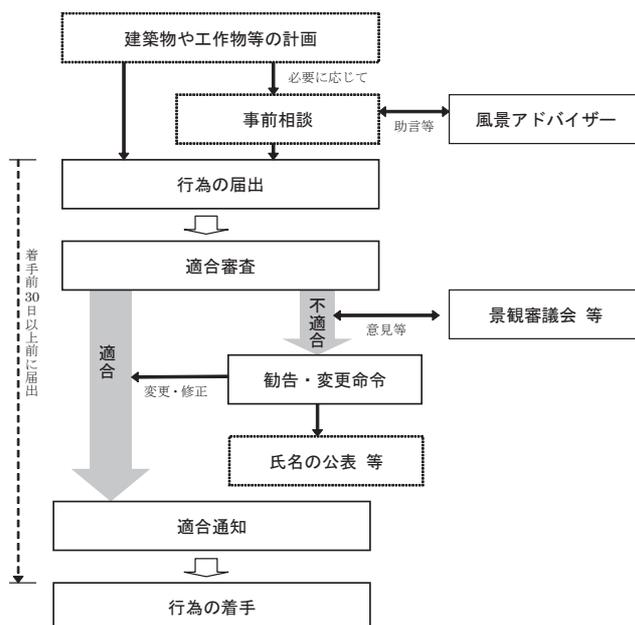
4. 届出対象行為と規模、手続きの流れ

届出が必要な行為及び規模

		行為の種類	行為の規模
景観計画区域	建築物	① 新築・増築・改築・移転	床面積が 20 m ² を超えるもの 又は高さが 13m を超えるもの
		② 外観の変更、若しくは模様替え又は色彩の変更	変更面積が 25 m ² を超えるもの
	工作物	③ プラント類、自動車車庫（建築物と ならない機械式駐車装置）、貯蔵施設 類、処理施設類	築造面積が 20 m ² を超えるもの
		④ 電気事業の用に供する施設・通信等 施設（⑤を除く）	高さが 8m を超えるもの 又は築造面積が 20 m ² を 超えるもの
		⑤ 太陽光発電施設	太陽電池モジュールの築造面積 の合計が 20 m ² を超えるもの
		⑥ ③④⑤以外の工作物	高さが 5m を超えるもの
	⑦ ①から⑥までの建築物又は工作物の外観に公衆の目を引 くための形態・色彩・その他意匠		面積が 3 m ² を超えるもの
	⑧ 土石の採取又は鉱物の掘採		面積が 300 m ² を超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さが 1.5m を超えるもの
	⑨ 土地の形質の変更（都市計画法第 4 条第 12 項に規定する 開発行為及び、景観法施行令第 4 条第 1 号に規定する土地 の形質の変更、ただし土砂の採取又は鉱物の採掘を除く）		面積 300 m ² を超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さが 1.5m を超えるもの
	⑩ 屋外における物件の堆積		高さが 3m を超えるもの 又は面積が 100 m ² を超えるもの

届出対象行為の手続きの流れ

届出対象行為は、行為の着手前（30 日以上前）に飯山市へ届出をし、原則として届出から 30 日以内は工事を着手できません。（ただし、審査による適合日以降は着手可能です。）また、風景づくりの基準に適合しない場合は、必要に応じて勧告や変更命令を行うことができます。



II 風景づくりの基本方針

1. 景観計画の区域

景観計画の区域は、飯山市全域とします。さらに、景観計画の区域は、地理的条件や景観上のまとまりを踏まえて6つの地域に区分します。



地域区分	対象となる地域
① 市街地商業地域	都市計画用途地域の商業地域、近隣商業地域
② 市街地地域	都市計画用途地域のうち、商業地域、近隣商業地域を除いた地域
③ 沿道市街地地域	国道117号の伍位野交差点から北畑交差点までの両側各100メートル以内、県道上越飯山線の黄金石入口交差点から小沼三叉路までの両側各30メートル以内
④ 田園地域	国土利用計画に示された都市地域と田園地域に相当する地域のうち、①、②、③、⑤を除いた地域
⑤ 山麓田園地域	国土利用計画に示された田園地域に相当する地域のうち瑞穂地区の小菅・福島・神戸・富田、岡山地区の温井・羽広山・土倉・柄山
⑥ 山地・高原地域	国土利用計画に示された森林地域に相当する地域（千曲川流域を除く）

2. 地域区分ことの基本方針

◆市街地商業地域

「中心市街地の賑わい、
もてなしを感じるまち並みの風景づくり」

- 飯山市の中心市街地のシンボリックな通りは、商業地としての賑わい、もてなしを感じるまち並みの風景の演出を図ります。
- 飯山城の城下町、寺町の歴史・伝統的な雰囲気を受け継ぎ、もてなしを感じるまち並みを目指します。
- 中心市街地に点在する観光資源や店舗などを歩いて楽しめるまちづくりを目指します。



◆市街地地域

「豊かな生活環境と
うるおいが感じられる風景づくり」

- 周囲の山並みと緑の自然景観との調和とともに、道沿いの緑化によりうるおいある市街地の風景づくりを目指します。
- 積雪期の雪処理と周囲の建築物との調和を考慮しながら、建築物の配置や屋根の形態などの工夫により、住宅地としてまとまりある風景をつくりだします。



◆沿道市街地地域

「周囲の自然環境と賑わいが
調和のとれた道沿いの風景づくり」

- 飯山市の市街地へ導く幹線道路として、背景に見え隠れする山並みや周囲の自然環境と調和し、飯山市の個性と魅力的な道沿いの風景づくりを目指します。
- 広い幅員の道路と交通量の多い自動車、広い駐車場などにより無機質な風景になりがちな道沿いに対して、シンボルとなるような高木の適正な配置などにより風景づくりを進めます。



◆田園地域

「豊かな緑と集落が調和した
ふるさとが感じられる風景づくり」

- 鍋倉山や高社山などの山並み、広がりのある田園、豊かな緑を有する集落などが調和し、雪国の気候や風土に培われたふるさとの原風景ともいえる田園風景の維持に努めます。
- 集落や民宿街の中では、道沿いの緑化などによりうるおいある田園の暮らしを演出します。



◆山麓田園地域

「丘陵地や扇状地に広がる田園と
歴史・文化が融合する風景づくり」

- 阿山地区の丘陵地に広がる田園は、鍋倉山を始めとした山並み、広がりのある田園、斜面緑地を後背となる集落などが調和したやすらぎのある風景の保全に努めます。
- 小菅神社へ向かう道沿いに形成された小菅の集落、万仏山へ向かう道沿いに形成された福島集落などは、歴史的な雰囲気のある家並みの連続性の保全に努めます。



◆山地・高原地域

「山あいの自然環境と調和した
リゾート地や集落の風景づくり」

- 自然環境と調和した保健休養地、リゾート地が育成されるよう、建築物等の建設や開発などの行為に際しては、良好な自然環境の保全・活用を図り、優れた風景を阻害しないよう努めます。
- 富倉地区などの山あいにある集落の風景が維持されている地域では、集落の営みを維持していくという根本的な課題と共に良好な家並みの保全を目指します。



Ⅲ 地域区分ごとのガイドライン

1. 市街地商業地域

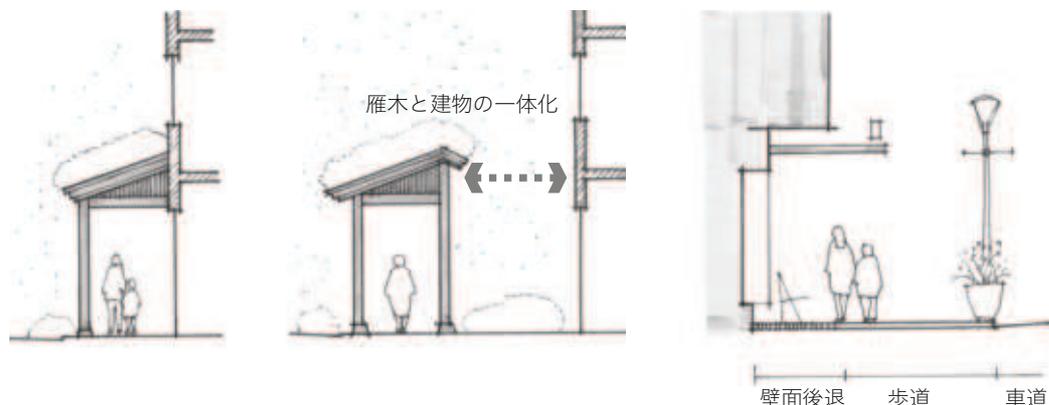
A 配置 (1)

風景づくりの基準

- ① 通りに面する壁面は出来る限り揃え、アーケードや雁木がある場合は一体となるように努めること。
- ② 1階の正面は、活気を生みだす屋外空間をつくるため、軒下ができる空間を生み出すよう努めること。

解説

アーケードや雁木は、天候の悪い時や車から歩行者を守り、歩く人の安心感を与えてくれます。しかし、これらの施設と建物が離れていると、雨雪風が吹き込みやすくなり、本来の目的が失われるばかりか、まち並みにも違和感を与えますので、アーケードや雁木と建物が一体となるように建物を配置します。また、アーケードや雁木がない通りでは、1階の壁面を後退させるなど、店先の賑わいともてなしを演出できるように軒下空間を生み出します。



配慮事例



◆飯山の雁木
雁木の軒下空間が豊かに演出された店舗前



◆横浜元町
セットバックが豊かな歩行者空間をつくる

A 配置 (2)

風景づくりの基準

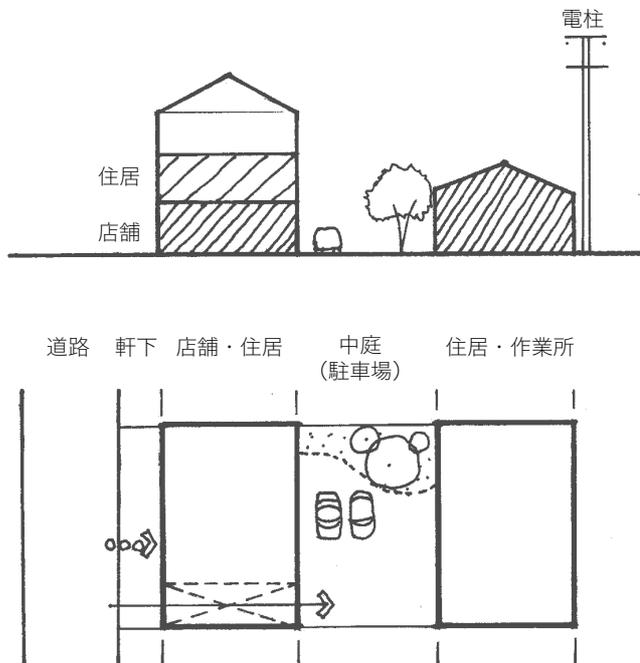
- ③ 堆雪スペース等は、積雪期以外における周辺景観との調和に配慮すること。
- ④ 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置に設置すること。
- ⑤ 駐車場はできるだけ通りから見えない位置に配置すること。やむを得ず設ける場合は、通りからの出入口を1か所にし、まち並みの連続性を確保すること。

解説

賑わいある連続したまち並みをつくるには、建物と共に堆雪スペースや駐車場、電柱や鉄塔類の位置に配慮する必要があります。建物を通り側に配置し、敷地内に中庭的な空間を設けて駐車場や堆雪スペースに活用します。やむを得ず通りに面して駐車場を設ける場合は、まち並みの連続性に配慮した塀や緑化を施します。また、電柱（電線も含む）や鉄塔類については、敷地の奥や通りから見えにくい場所に設置するようにします。

●基本的な配置形態

道路側のまち並みを揃える。駐車場を兼ねた中庭を挟んで裏側に住居や作業所を設ける。



配慮事例

◆通り沿いの駐車場の修景例



B 規模

風景づくりの基準

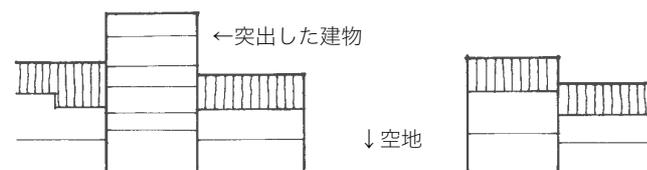
- ① 周辺の基調となるまち並みから著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合う高さとする。
- ② 建築物の高さは低層を基本とし、周囲のまち並みの連続性に配慮し、中層とする場合は壁面を後退させること。

解説

低層部が連続するまち並みを大切にし、1階にお店などを設けて賑わいをつくることにより、歩く視線を大切にした行動範囲が広がるまち並みをつくります。細く高い建物が建ち並ぶと、道路空間が高いという印象が強まり窮屈な感じになります。中層階以上を設ける場合は、壁面を後退させるようにします。

●連続して見えるまち並み

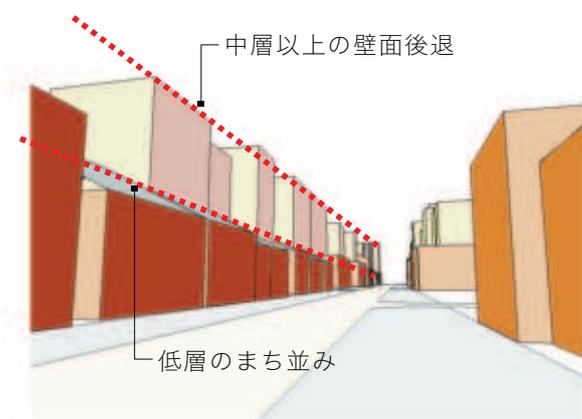
まとまりのないまち並み。



連続して見えるまち並み



●低層を基本としたまち並み



配慮事例



◆彦根キャスルロード
一定の規制のもとにつくられた低層のまち並みが連続している。

C 意匠・形態 (1)

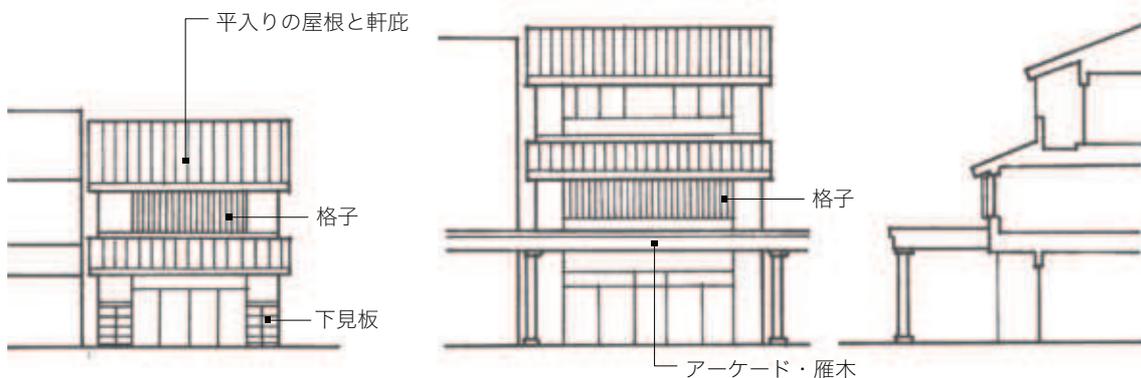
風景づくりの基準

- ① 建築物のファサードは、周囲の自然の風景に調和し、連続して見えるような意匠・形態とすること。
- ② 低層部は、賑わいの演出とともに地域の歴史や文化を感じる意匠・形態とすること。
- ③ 屋根の形状は、できるだけ堆雪型で緩い勾配屋根にするように努めること。

解説

市街地の商店街は、建築物の道路に面した側の屋根の形、幅と高さのプロポーション、階数と階高、窓や入口・材料・色彩などが道沿いの風景を決定します。周囲のまち並みを注意深く観察し、調和が取れる意匠・形態を考えます。歴史や文化を感じるまち並みには、平入り屋根と軒庇（雁木）、積雪を考慮した下見板張り、格子などを意匠・形態に取り入れます。屋根は、冬季の屋根雪を考慮して緩い勾配にし、建物を堆雪型にします。

●地域の歴史を感じる意匠・形態



配慮事例



◆下見板（仲町交番）

雪から外壁を守る役割とともに、飯山らしさを感じさせる意匠



◆飯山らしさに配慮した建物（月あかり）

地域の歴史・文化を感じる切り妻屋根、雁木（軒庇）、下見板、白壁など

C 意匠・形態 (2)

風景づくりの基準

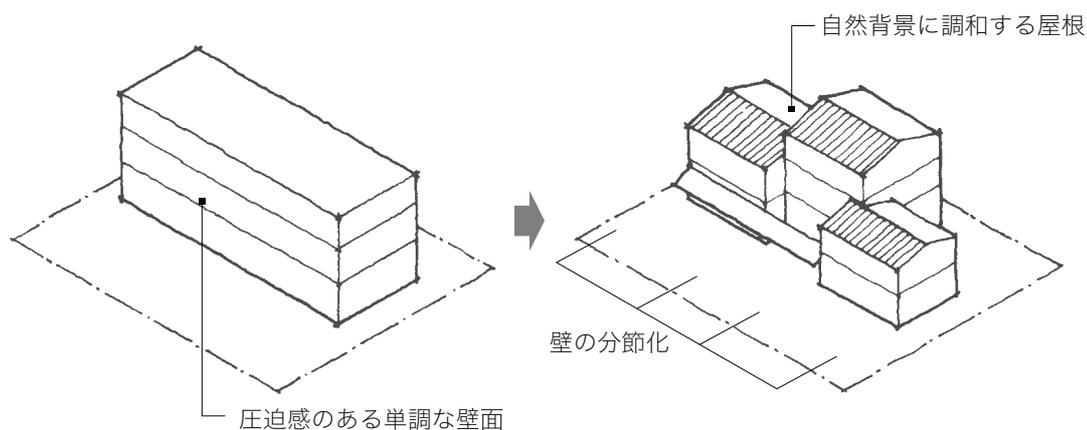
- ④ 規模が大きい建築物は、大規模な平滑面が生じないように、壁面の陰影等の処理、屋根、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。
- ⑤ 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。

解説

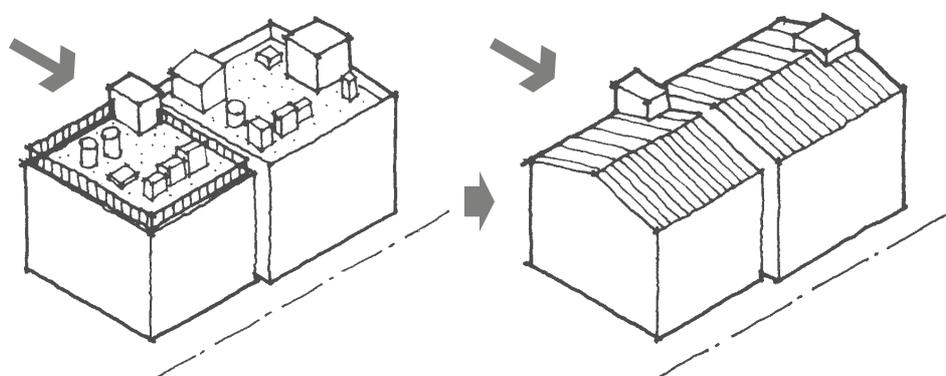
規模が大きい建築物は、圧迫感を与える大きな壁面とならないよう建物の正面に凹凸をつけたり、壁面、屋根、開口部等の意匠の工夫で分節化を図ります。

また、上から市街地を見下ろした場合、たいていの平屋根は不快な眺めになります。屋根に勾配をつけると屋上の構造物を隠し、周囲の自然環境にも調和した気持ちの良いまち並みの眺めになります。

● 圧迫感や威圧感を与えない壁面の配慮



● 上から見下ろすまち並みへの配慮



C 意匠・形態 (3)

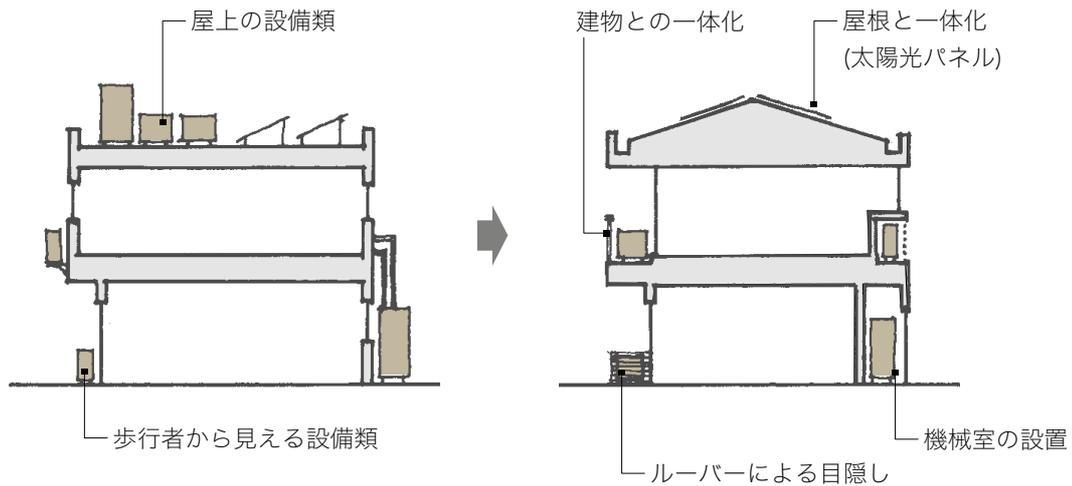
風景づくりの基準

- ⑥ 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。

解説

空調機の室外機や給湯機などは、外部から直接見るとあまり心地の良いものではありません。歩行者から見える場所や上から見下ろせる屋根の上などは、建築物の外観意匠と調和した目隠し等を行う、または設置する場所を工夫するようにします。商店などは、これらの工夫がお客さまをおもてなしているというメッセージにもつながります。

●設備機器に対する配慮



配慮事例



◆ 室外機などの設備機器の修景

D 材料

風景づくりの基準

- ① 周囲の建築物と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。
- ② 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。

解説

歴史、文化、ふるさつを感じる飯山の建築物は、主に木材、漆喰、土塗壁、石材、金属等の自然素材を中心に構成されています。これらと調和する意匠形態とするとともに、風雪などに耐える材料を選ぶことが大切です。



●外壁塗材の例

砂壁・土壁状等の細やかな質感があるものを推奨



リシン調



じゅらく調



洗い出し調



校倉調

●外壁パネルの例

水平線が陰影をつくり、塗り調の素材感があるものを推奨



くしなみ調



ポーター調



石積み調



タイル調

●屋根材の例

屋根材は、積雪を考慮して金属板（銅板）の平葺き、横葺き、立はぜ葺きで葺かれたものを推奨



横葺き



立はぜ葺き

豪雪地である飯山の屋根材は、金属板などに限定されてしまいます。金属板は色が豊富にありますが、まち並みの風景に配慮した選択が必要です。

E 色彩 (1)

風景づくりの基準

- ① 外壁などの基調色は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色調とすること。
- ② 屋根の色は青色系を避け、できるだけ茶色系（落ち着いた赤）、黒色・灰色系とすること。
- ③ 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。

解説

歴史、文化、ふるさとをテーマとするまち並みの建築物は、主に木材、漆喰、土塗壁などの自然素材が持つ色彩を基本とします。店先の色彩は、個性と賑わいを演出すると共に、周囲との色彩の差を少なくすることでまとまりあるまち並みの風景に寄与します。中層以上の壁面は自然と調和する色彩を使います。屋根の色は、濃い目の光沢のない茶色・黒・灰色を使い、周辺の自然に馴染まない彩度の高い青色系などは使わないようにします。

●外壁と屋根の基調色の例

ベースカラー (A)

大部分の壁を占める基本的な色です。2階以上では高明度、低彩度にして圧迫感を軽減します。

サブベースカラー (B)

大面積の壁面に表情を与える色です。低層部では、やや彩度を高めて使用し、まち並みに個性と賑わいを与えます。

アクセントカラー (C)

小面積でまち並みに彩りをつくる色です。ベースカラーに対して彩度の差と表示面積に注意が必要です。

屋根の色 (D)

低明度・低彩度にすることで周辺の自然と調和します。



●おすすめカラーイメージ

ベースカラー (シック)



サブベースカラー (クラシック)



●マンセル表示系による指標

色相	彩度の指標	ベースカラーの推奨	明度
R系	6以下	3以下	
Y R系	6以下	4以下	
Y系	4以下		
その他 (N以外)	2以下		
	3以下		6以下

E 色彩 (2)

風景づくりの基準

- ④ 店舗の照明は、温かみのある光源を用い、店舗内や店先の演出に努めること。
- ⑤ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。

解説

集客を高める効果的な店舗や店先の照明は、雰囲気を作りだす色温度の設定と明暗のバランスが大切です。電球色のような温かみのある光源を用い夜間の風景を演出します。点滅式照明、回転灯や照射する光が動くもの（電光掲示など含む）については、刺激的で強い光を放ち、まち並みの風景に支障をきたすため使用を避けます。

●光色と演色性

光色

ランプの光の色には、青みがかったものや黄みがかったものがあります。これをランプの光色と言います。まち並み風景には、蛍光灯の白色よりも、おもてなしの雰囲気をつくることのできる温かな電球色の方が適しています。

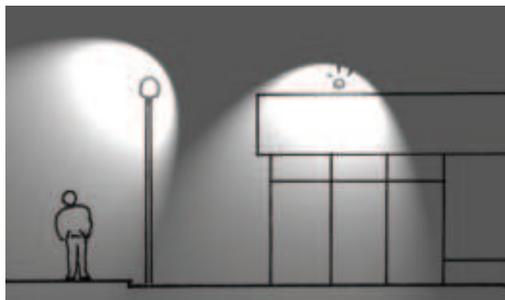


演色性

一般に、物体の色は、異なった組成の光で照明すると違った色に見えます。物体の色の見え方に及ぼす光源の性質を演色性と言います。この演色性によりまちや商品の見え方の良否に関わることから、ランプを選択する際に重要な要素となります。

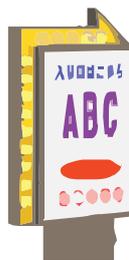


●沿道への照明の配慮



歩行者やドライバーに直接眩しい光を当てないように光源の向き、遮光に配慮する。

●回転等や点滅、動光、着色光は控える



F 緑化

風景づくりの基準

- ① 敷地内に優れた樹木等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。
- ② 建築物の正面には、花づくりの活動などにより緑化に努めること。建築物等の周囲は積雪、堆雪等の状況を考慮した上でできるだけ緑化すること。
- ③ 緑化に使用する樹種は、地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。

解説

建物が密集している商業地域のため、とかく花や緑が少なくなりがちな市街地では、店先のスペースを上手く利用して花と緑のある市街地の風景づくりを目指します。ショーウィンドウの前に植え込みを設ける、雾田気のあるプランターや、壁面やラティスを利用してハンギングバスケット花を飾るなどで花と緑のあるうるおいある風景づくりに寄与します。

配慮事例



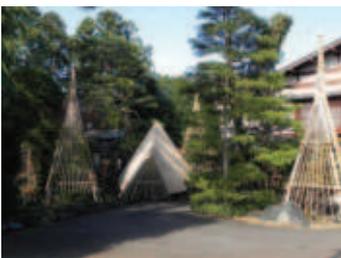
◆さくら並木

さくらは飯山城と共に春の風景を彩る。
初夏はげやきの新緑が爽やかさを演出する。



◆沿道の緑化

沿道の緑化と花づくりの活動は
まちに潤いを与える。



◆雪囲い

雪囲いは飯山らしい冬の風景。
技術の継承と共に見え方を工夫。

2. 市街地地域

A 配置 (1)

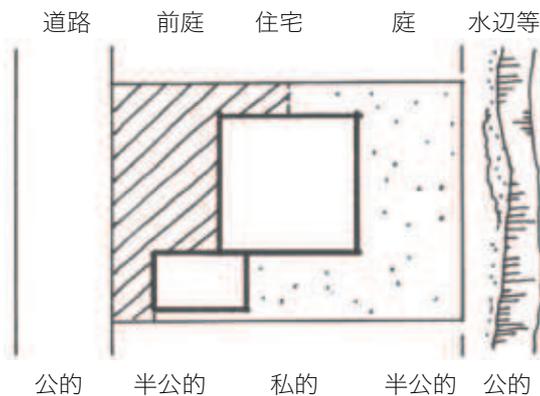
風景づくりの基準

- ① 接道部に緑化が図れるよう、前面にゆとりある空間を設けること。
- ② 建築物の周囲は、屋根の方向と積雪期の堆雪、積雪期以外の緑化などを考慮してゆとりある空間を設けること。

解説

通りから見える景観は、道路から住宅の前面へ移行する半公共的な空間が大きく関係します。緑がなく砂利敷きやコンクリートだけであると、単調で無表情な風景になります。高い塀などが連続すると閉鎖的な風景にもなります。道路から住宅の前面へ移行する空間は、ゆとりある前庭的な空間として考え、視線を遮らない生垣や塀、緑化などにより風景をつくります。また、建物周りもゆとりを持たせて緑化し、周囲の自然との調和を図ります。

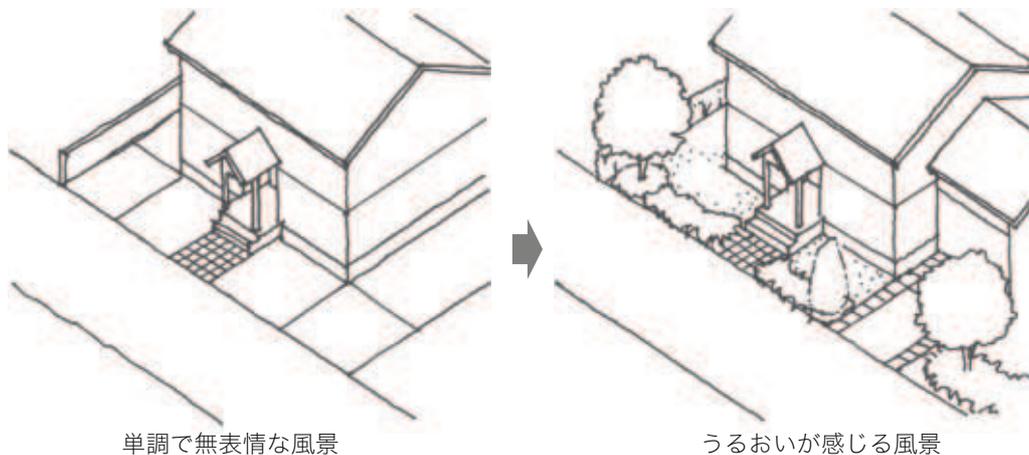
●前面のゆとりと周囲のゆとり



配慮事例



●前庭の風景づくり



A 配置 (2)

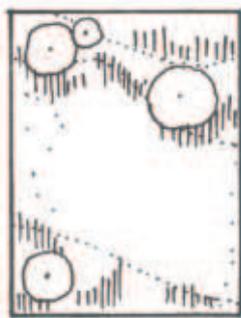
風景づくりの基準

- ③ 敷地内に樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。
- ④ 周辺の山並みへの眺望や、付近のランドマークとなる建築物等への眺望を極力阻害しない配置とすること。
- ⑤ 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置に設置すること。

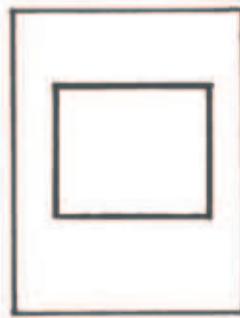
解説

建物の配置は、どれだけ自然環境に注意を払っているかで風景に影響を与えます。今ある樹木や水の流れを利用して住宅を配置する、自然地形に逆らわず土地を活用する、山並みやランドマークとなる建造物への眺望をさえぎらないなど注意を払うことによって、自然の中に見え隠れする良好なまち並みがつくられます。電柱（電線も含む）や鉄塔類については、出来る限り敷地の奥や通りから見えにくい場所に設置するようにします。

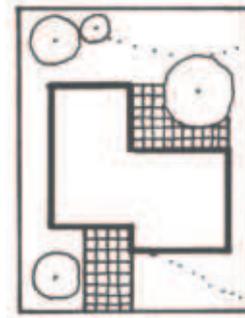
●敷地内にある自然環境を活かす



樹木のある敷地

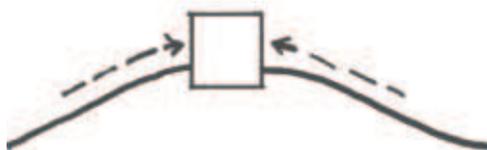


△自然に配慮しない配置



○自然を取り入れた配置

●土地の起伏と配置



自然地形から突出た建物



土地の起伏になじむ建物



山並みの眺望をさえぎる建物



山並みの眺望を壊さない建物

B 規模

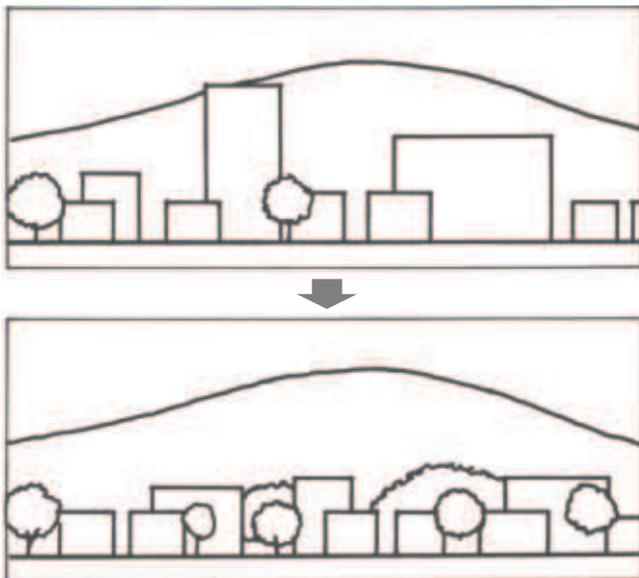
風景づくりの基準

- ① 周辺の基調となるまち並みから著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとすること。
- ② 建築物の高さは低層を基本とし、周囲のまち並みの連続性に配慮し、中層とする場合は圧迫感を生じさせないように努めること。

解説

市街地地域は、中心市街地を取り囲み、低層の戸建てを中心としたまち並みが広がっています。さらに歴史的な雰囲気醸し出している寺社が建ち並ぶ寺町や、石垣や桜並木のある飯山城址公園が飯山市のシンボリックな存在になっています。これらシンボルとなる風景、周囲の山並みや千曲川の眺望を阻害しないよう建築物や工作物の規模や高さに配慮します。

● 突出した印象を与えないまち並み

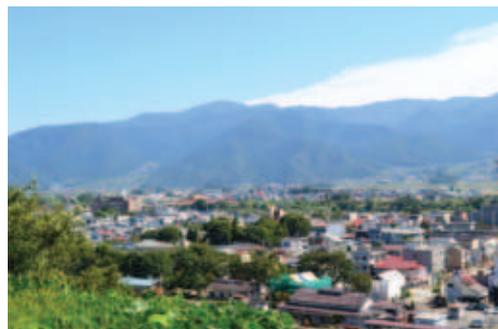


規模の大きな建物が住宅と混在するとまとまりのないまち並みに見える

大きな建物も高さや規模に配慮されたまち並みは、周囲の風景と調和する



◆ 西周り線のまち並み



◆ 突出した印象の少ない市街地のまち並み

C 意匠・形態 (1)

風景づくりの基準

- ① 周囲の建築物等の形態との調和に努めること。高床式にする場合は、開口部や意匠の工夫により周囲との調和に特に留意すること。
- ② 屋根の形状は、できるだけ周囲の屋根方向と揃えたこう配屋根にするように努めること。
- ⑥ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。

解説

飯山は雪が深いために、高床式にした背の高い住宅が見られます。この高床のコンクリート壁面が直接見える住宅は、人とのコミュニケーションを避けているような印象があります。高床の壁面は、居住階と同じような外壁の仕上げ、窓や玄関の設置、あるいは高さを抑えるなどの工夫をします。

屋根はできる限りこう配屋根とし、周囲と屋根方向を揃えます。特に斜面に建つ住宅の屋根は、斜面方向とこう配方向を揃えるときれいに見えます。

●高床式住宅の配慮



人とのコミュニケーションを避けているように感じる高床式住宅

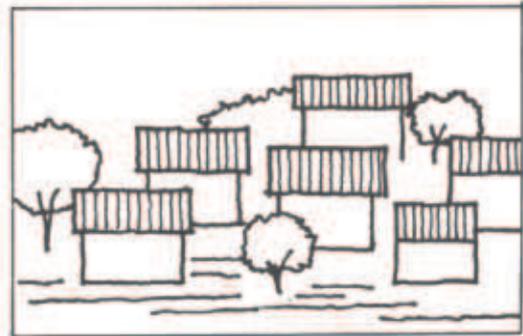
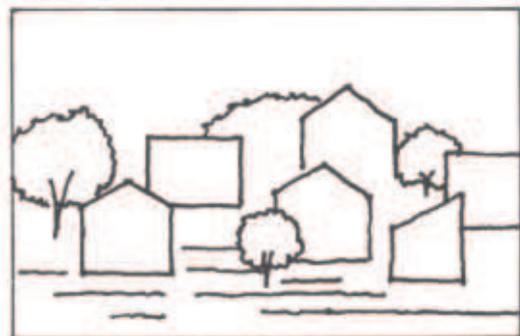


屋根と堆雪を一体と考えて高床を最小限にする。(高床1/2)



高床のコンクリート面を自然素材を使って仕上げる

●傾斜地に建つ建物の形態



C 意匠・形態 (2)

風景づくりの基準

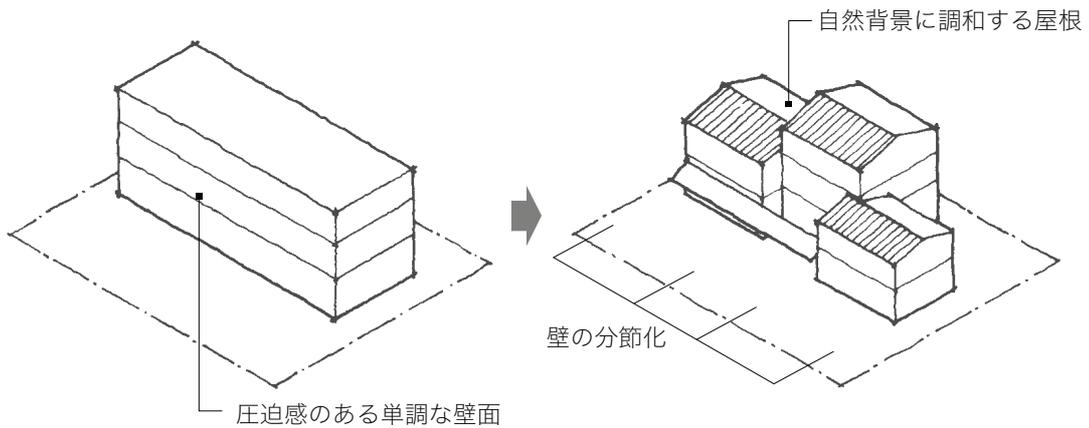
- ③ 規模が大きい建築物は、大規模な平滑面が生じないように、壁面の陰影等の処理、屋根、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。
- ④ 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。

解説

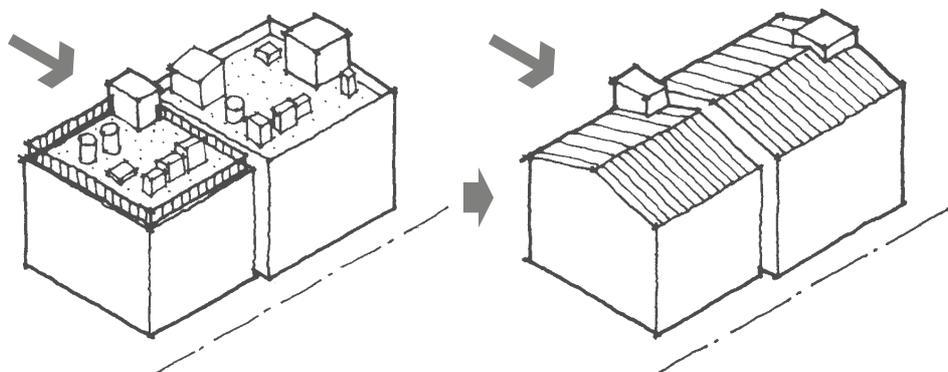
規模が大きい建築物は、圧迫感を与える大きな壁面とならないよう建物の正面に凹凸をつけたり、壁面、屋根、開口部等の意匠の工夫で分節化を図ります。

また、上から市街地を見下ろした場合、たいていの平屋根は不快な眺めになります。屋根に勾配をつけると屋上の構造物を隠し、周囲の自然環境にも調和した気持ちの良いまち並みの眺めになります。

● 圧迫感や威圧感を与えない壁面の配慮



● 上から見下ろすまち並みへの配慮



C 意匠・形態 (3)

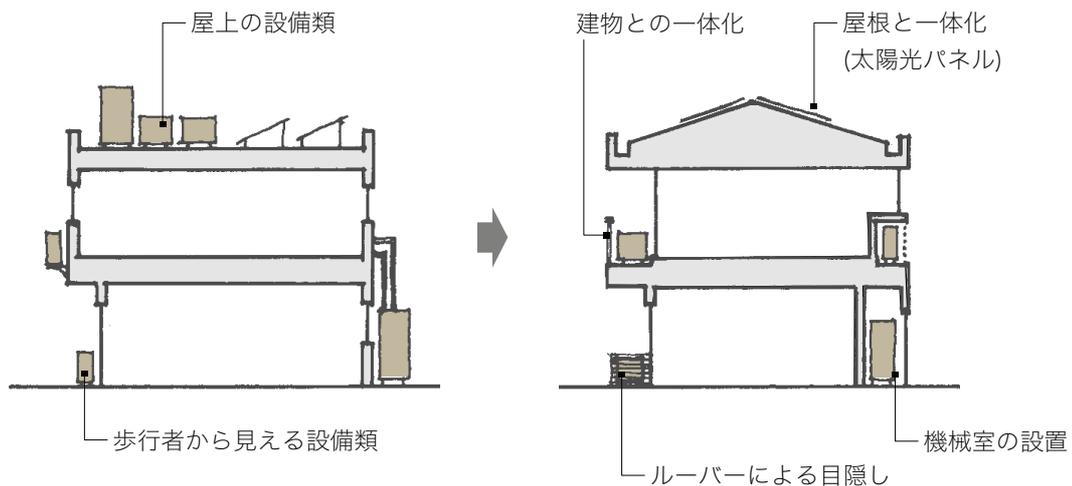
風景づくりの基準

- ⑤ 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。

解説

空調機の室外機や給湯機、パイプ類などは、外部から直接見るとあまり心地の良いものではありません。歩行者から見える場所や上から見下ろせる屋根の上などは、建築物の外観意匠と調和するよう目隠しを行う、建物との一体化や内部設置などの工夫を考えます。屋外階段、ベランダも同様に建築物の外観意匠と調和するようデザインを考えます。

●設備機器に対する配慮



配慮事例



◆ 室外機などの設備機器の修景

D 材料

風景づくりの基準

- ① 周辺の風景と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。また、できるだけ木が見えるような素材使いに努めること。
- ② 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。

解説

歴史、文化、ふるさとも感じる飯山の建築物は、主に木材、漆喰、土塗壁、石材、金属等の自然素材を中心として構成されています。できるだけ木が感じられる素材を使用した意匠形態にし、周辺の自然環境と調和するようにします。また、ミラーガラスや鏡面仕上げの金属など反射光のある素材はできるだけ使わないようにしましょう。

●外壁塗材の例

砂壁・土壁状等の細やかな質感があるものを推奨



リシン調



じゅらく調



洗い出し調



校倉調

●外壁パネルの例

水平線が陰影をつくり、塗り調の素材感があるものを推奨



くしなみ調



ポーター調



石積み調



タイル調

●屋根材の例

屋根材は、積雪を考慮して金属板（銅板）の平葺き、横葺き、立はぜ葺きで葺かれたものを推奨



横葺き



立はぜ葺き

豪雪地である飯山の屋根材は、金属板などに限定されてしまいます。金属板は色が豊富にありますが、まち並みの風景に配慮した選択が必要です。

E 色彩 (1)

風景づくりの基準

- ① 外壁などの基調色は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色調とすること。
- ② 屋根の色は青色系を避け、できるだけ茶色系（落ち着いた赤）、黒色・灰色系とすること。

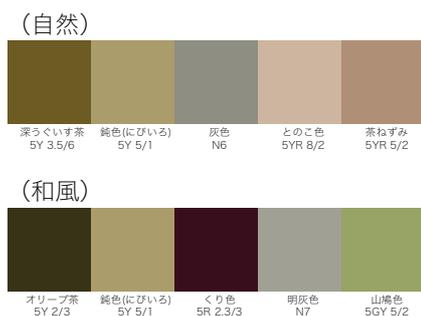
解説

歴史、文化、ふるさとをテーマとするまち並みの建築物は、主に木材、漆喰、土塗壁などの自然素材が持つ色彩を基本とします。外壁は、落ち着いた彩度（鮮やかさ）の低い色を使い、アクセントも基本色に近い色を使います。屋根の色は、濃い目で重厚感があり、光沢のない茶色・黒・灰色を使い、周辺の自然に馴染まない彩度の高い青色系などは使わないようにします。

●外壁と屋根の基調色の例



●おすすめカラーイメージ



●マンセル表示系による指標

色相	彩度の指標	ベースカラーの推奨	明度
R系	3以下		
Y R系	4以下	3以下	
Y系	4以下	3以下	
その他 (N以外)	2以下		
	3以下		6以下

E 色彩 (2)

風景づくりの基準

- ③ 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度なものとならないように留意すること。
- ④ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。

解説

店舗を設ける場合、店先の照明は、雰囲気を作りだす色温度の設定と明暗のバランスが大切です。電球色のような温かみのある光源を用い夜間の風景を演出します。点滅式照明、回転灯や照射する光が動くもの（電光掲示など含む）については、刺激的で強い光を放ち、まち並みの風景に支障をきたすため使用を避けます。

●光色と演色性

光色

ランプの光の色には、青みがかったものや黄みがかったものがあります。これをランプの光色と言います。まち並み風景には、蛍光灯の白色よりも、おもてなしの雰囲気をつくることのできる温かな電球色の方が適しています。

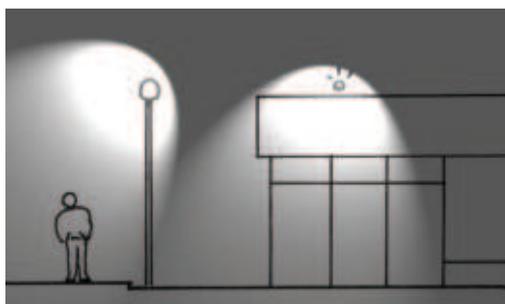


演色性

一般に、物体の色は、異なった組成の光で照明すると違った色に見えます。物体の色の見え方に及ぼす光源の性質を演色性と言います。この演色性によりまちや商品の見え方の良否に関わることから、ランプを選択する際に重要な要素となります。



●沿道への照明の配慮



歩行者やドライバー、農地に直接眩しい光を当てないように光源の向き、遮光に配慮する。

●回転等や点滅、動光、着色光は控える



F 緑化

風景づくりの基準

- ① 敷地内に優れた樹木等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。
- ② 沿道にうるおいを与えるため、接道部を出来る限り緑化すること。建築物の周囲は、積雪、堆雪等の状況を考慮した上でできるだけ緑化すること。
- ③ 駐車場、自転車置き場等を設ける場合は、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
- ④ 緑化に使用する樹種は、地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。
- ⑤ 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の風景に配慮すること。

解説

市街地では、冬の積雪により建物周りとはかく花や緑が少なくなりがちになります。うるおいある市街地の風景づくりを進めるには、玄関先や敷地周りに、雪に強く風土にあった樹種を選んで出来るだけ緑化し、冬は飯山の風物となる雪囲いを施します。沿道の潤いある風景づくりに寄与してきたこれまでの花づくり活動については、さらなる取り組みを進めます。

●沿道の緑化



配慮事例



◆長野市四季の杜



◆駐車場の緑化

3. 沿道市街地地域

A 配置

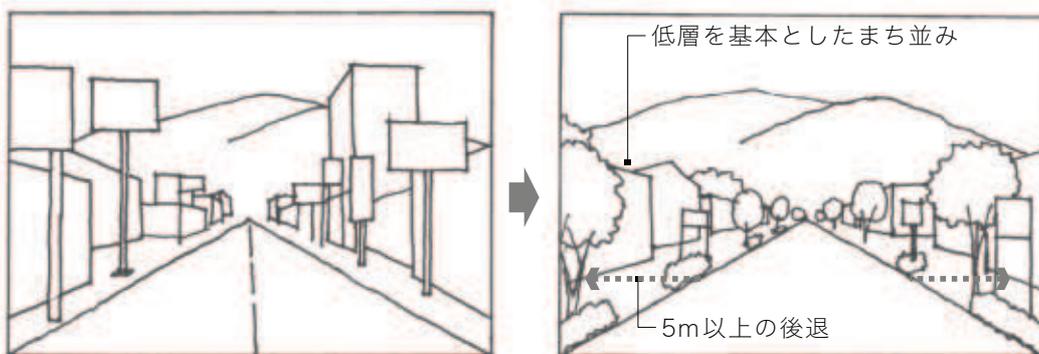
風景づくりの基準

- ① 周辺の山並みへの眺望を極力阻害しないよう道路から後退した配置とすること。大規模行為にあっては、特に支障がある場合を除いて、道路から5メートル以上後退するように努めること。
- ② 建築物の周囲は、積雪期の堆雪、積雪期以外の緑化などを考慮してゆとりある空間を設けること。
- ③ 敷地内に樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。
- ④ 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置に設置すること。

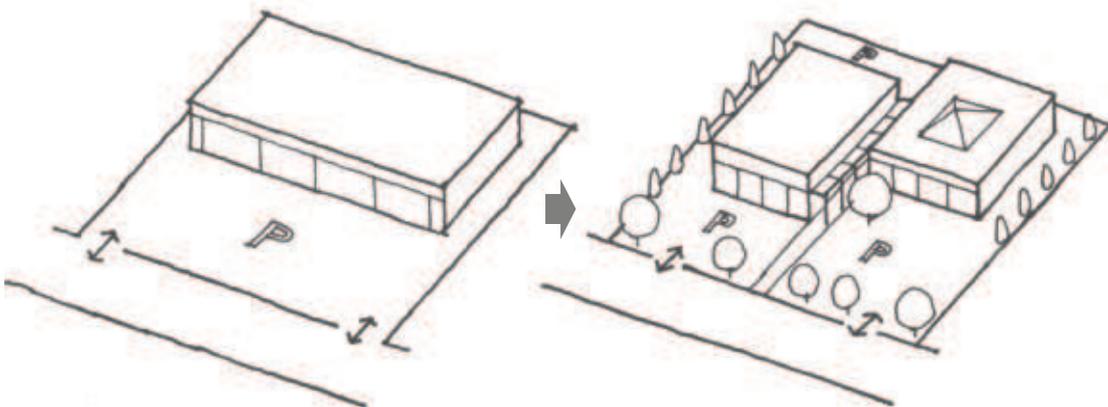
解説

市街地から離れた幹線道路沿いに立地する店舗は、小規模なものから広い商圈を対象としたショッピングセンターまで様々です。規模が大きくなるほど、周辺の自然環境へ溶け込むのが難しくなるため、建物と通路・駐車スペースなどの付帯施設の配置、緑の配置など計画段階から十分な検討が必要です。

●ゆとりある沿道の配置



●大規模な建物の自然環境への配慮



B 規模

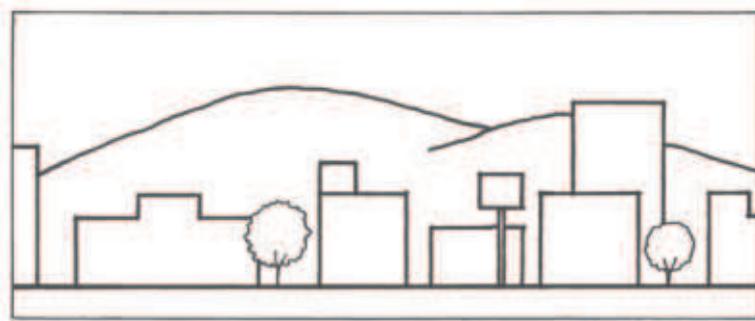
風景づくりの基準

- ① 周囲の基調となるまち並みから著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとすること。
- ② 建築物の高さは低層を基本とし、周辺の自然景観、田園景観等との調和に努めること。

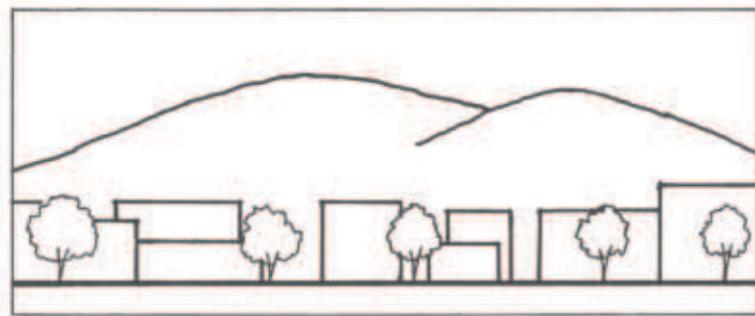
解説

郊外の道沿いからは高社山や斑尾山などの周囲の山並みを眺望することができ、周囲に田園風景が広がっているため、周囲から突出した規模や高さにはしないことが大切です。建築物の高さは低層を基本とし、大規模な建築物の場合は、突出した印象とならないように壁面が分節して見えるようなファサードづくりや平面計画を工夫します。

● 突出した印象を与えないまち並み



規模の大きな建物と住宅が混在するとまとまりのないまち並みに見える



大きな建物も高さや規模に配慮されたまち並みは、周囲の風景と調和する



◆ 静間バイパスのまち並みと背景の山並み

C 意匠・形態 (1)

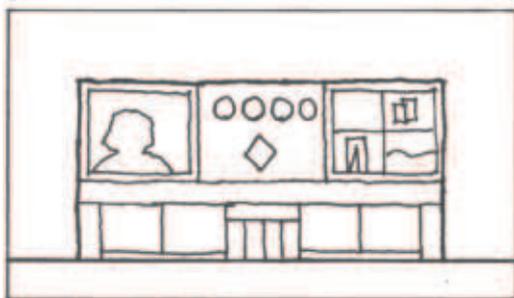
風景づくりの基準

- ① 背景となる山並みのスカイライン、周囲の建築物等の形態との調和に努めること。店舗イメージを示す意匠（色彩）がある場合は、1階の桁付近に揃えること。
- ② 屋根の形状は出来る限りこう配屋根にするように努めること。陸屋根とする場合は、パラペット部に高質なデザインを施すこと。
- ⑥ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。

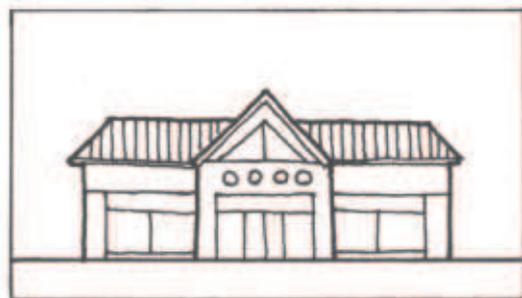
解説

沿道市街地の店舗は、店舗イメージを示す意匠やカラーがある場合は1階の桁付近に揃え、上部の壁面は周囲の自然環境の馴染む意匠・形態とします。屋根の形状は、こう配屋根にし、壁面を分節して多面的な表情をつくります。また、上から市街地を見下ろした場合、たいていの平屋根は不快な眺めになります。屋根に勾配をつけると屋上の構造物を隠し、周囲の自然環境にも調和した気持ちの良いまち並みの眺めになります。

●周囲の自然環境に配慮した意匠・形態



店舗イメージを主張した建物



屋根などで周囲の自然環境に配慮した建物

配慮事例

◆こう配屋根にした意匠・形態



C 意匠・形態 (2)

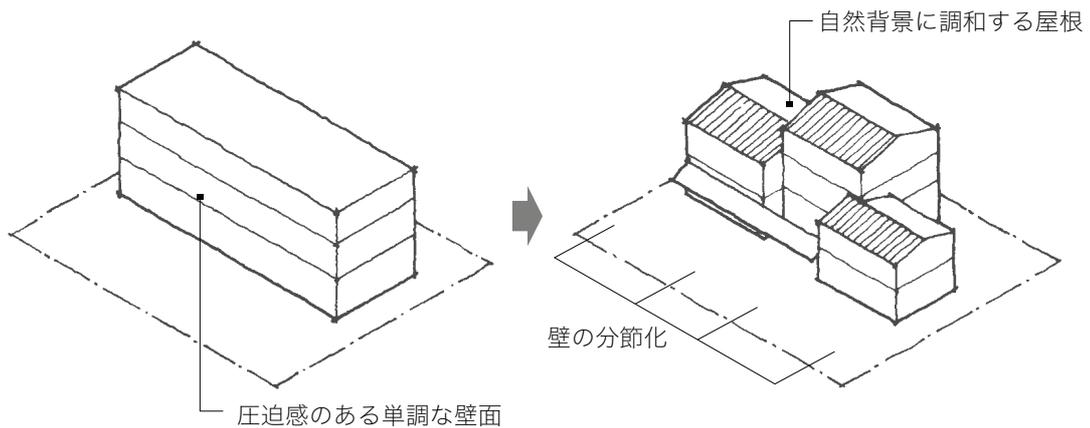
風景づくりの基準

- ③ 規模が大きい建築物は、大規模な平滑面が生じないように、壁面の陰影等の処理、屋根、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。
- ④ 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。

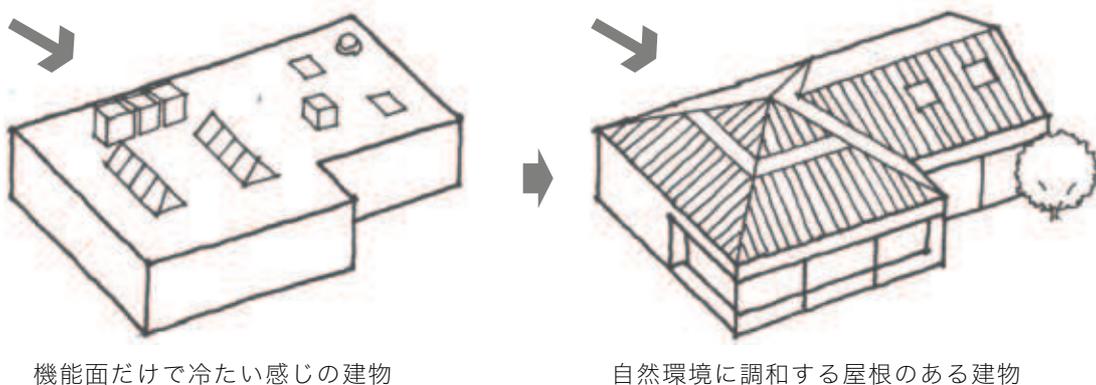
解説

規模が大きい建築物は、圧迫感を与える大きな壁面とならないようファサードに凹凸をつけたり、壁面、屋根、開口部等の意匠の工夫で分節化を図ります。また、前面道路から見える壁面だけでなく、わき（特に集落や田園、鉄道側など）から見える壁面についても、倉庫の入口、荷物やゴミの集積などが直接見えないように配慮します。

● 圧迫感や威圧感を与えない壁面の配慮



● 上から見下ろすすまじみへの配慮



C 意匠・形態 (3)

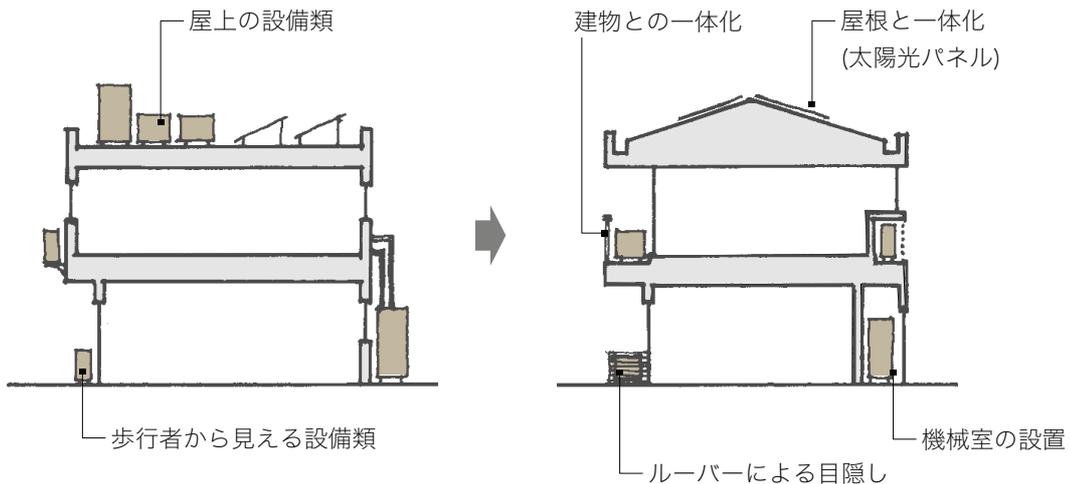
風景づくりの基準

- ⑤ 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。

解説

空調機の室外機や給湯機、パイプ類などは、外部から直接見るとあまり心地の良いものではありません。歩行者から見える場所や上から見下ろせる屋根の上などは、建築物の外観意匠と調和するよう目隠しを行う、建物との一体化や内部設置などの工夫を考えます。屋外階段、ベランダも同様に建築物の外観意匠と調和するようデザインを考えます。

●設備機器に対する配慮



配慮事例



◆室外機などの設備機器の修景

D 材料

風景づくりの基準

- ① 周辺の風景と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。
- ② 反射光のある素材を極力用いないように努めること。

解説

規模が大きくなるほど、金属やセメント系のパネルが使われ、自然素材が使われにくくなります。そのため、周辺の風景との調和させる材料を選択する際には、色彩を含めて細心の注意が必要です。また、大きい壁面が色あせしてくると、まち並み全体の風景に寂しい印象を与えてしまいますので、耐候性が高い材料を選びます。材料を塗り替える場合は、艶消しとした方が周囲に馴染みます。

●外壁塗材の例

アクセントとなる格子



木調の外壁



中がよく見えるガラス張り



水平線が陰影をつくり、素材感がある材料



校倉調



ポーター調



石積み調

反射光のある材料は避ける

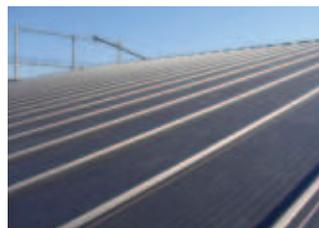


●屋根材の例

屋根材は、積雪を考慮して金属板（銅板）の平葺き、横葺き、立はぜ葺きで葺かれたものを推奨



横葺き



立はぜ葺き

豪雪地である飯山の屋根材は、金属板などに限定されてしまいます。金属板は色が豊富にありますが、まち並みの風景に配慮した選択が必要です。

E 色彩 (1)

風景づくりの基準

- ① 外壁などの基調色は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色調とすること。
- ② 屋根の色は青色系を避け、できるだけ茶色系（落ち着いた赤）、黒色・灰色系とすること。
- ③ 多色使い、アクセント色の使用等の際には、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。

解説

大部分の壁を占める基本的な色（ベースカラー）は、周囲の自然環境に調和する落ち着いた色彩を使います。店舗のイメージカラーを表現したい場合は、1階高さの範囲で壁面に表情を与えた色（サブベースカラー）を使用します。

屋根の色は、濃い目で重厚感があり、光沢のない茶色・黒・灰色を使い、周辺の自然に馴染まない彩度の高い青色系などは使わないようにします。

●外壁と屋根の基調色の例

ベースカラー (A)

大部分の壁を占める基本的な色です。2階以上では高明度、低彩度にして圧迫感を軽減します。

サブベースカラー (B)

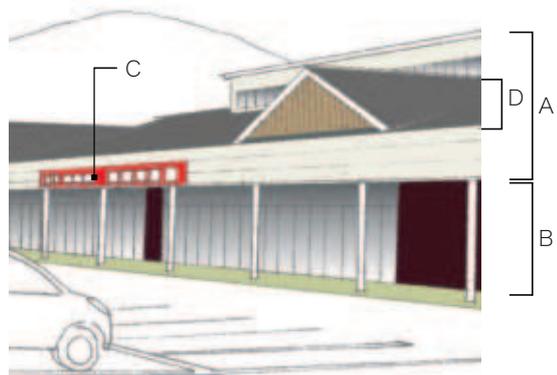
大面積の壁面に表情を与える色です。低層部では、やや彩度を高めて使用し、まち並みに個性と賑わいを与えます。

アクセントカラー (C)

小面積でまち並みに彩りをつくる色です。ベースカラーに対して彩度の差と表示面積に注意が必要です。

屋根の色 (D)

低明度・低彩度にすることで周辺の自然と調和します。



●おすすめカラーイメージ

ベースカラー (シック)



サブベースカラー (クラシック)



●マンセル表示系による指標

色相	彩度の指標	ベースカラーの推奨	明度
R系	6以下	3以下	
YR系	6以下	4以下	
Y系	4以下		
その他 (N以外)	2以下		
	3以下		6以下

E 色彩 (2)

風景づくりの基準

- ④ 店舗の照明は、温かみのある光源を用い、店舗内や店先の演出に努めること。
- ⑤ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。

解説

店先の照明は、雰囲気を作りだす色温度の設定と明暗のバランスが大切です。電球色のような温かみのある光源を用い夜間の風景を演出します。点滅式照明、回転灯や照射する光が動くもの（電光掲示など含む）については、刺激的で強い光を放ち、まち並みの風景に支障をきたすため使用を避けます。

●光色と演色性

光色

ランプの光の色には、青みがかったものや黄みがかったものがあります。これをランプの光色と言います。まち並み風景には、蛍光灯の白色よりも、おもてなしの雰囲気をつくることのできる温かな電球色の方が適しています。

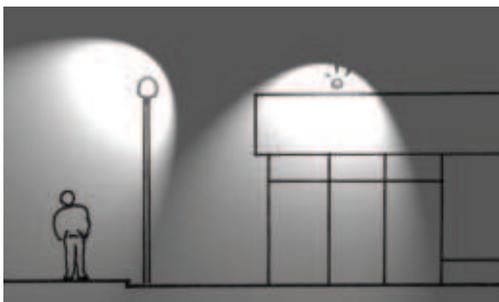


演色性

一般に、物体の色は、異なった組成の光で照明すると違った色に見えます。物体の色の見え方に及ぼす光源の性質を演色性と言います。この演色性によりまちや商品の見え方の良否に関わることから、ランプを選択する際に重要な要素となります。



●沿道への照明の配慮



歩行者やドライバー、農地に直接眩しい光を当てないように光源の向き、遮光に配慮する。

●回転等や点滅、動光、着色光は控える



F 緑化

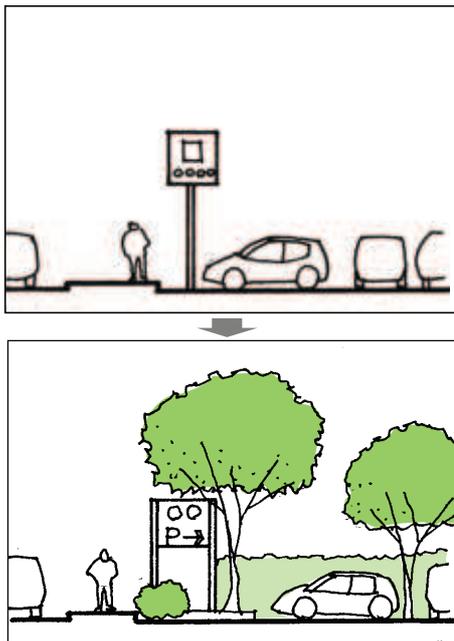
風景づくりの基準

- ① 敷地内に優れた樹木等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。
- ② 沿道にうるおいを与えるため、接道部を出来る限り高木等で緑化すること。敷地の周囲は、積雪、堆雪等の状況を考慮した上でできるだけ緑化すること。
- ③ 駐車場、自転車置き場等を設ける場合は、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
- ④ 緑化に使用する樹種は、地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。
- ⑤ 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の風景に配慮すること。
- ⑥ 敷地境界に遮へい物を設ける場合は自然素材を用いる等、周辺の風景と調和するよう配慮すること。

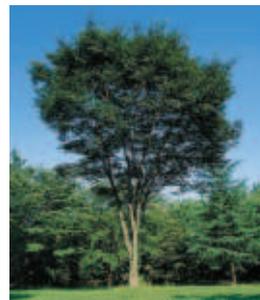
解説

広い駐車場がある規模が大きい店舗は、うるおいに欠けた印象となり、沿道全体も殺伐とした風景になるので、できるだけ接道部に高木を配置するようにします。高木は大規模な建物を柔らかな印象にし、道路の進行方向に対して緑が連続して見えるため沿道がうるおい、人々の憩いの場となる木陰を提供してくれます。高木を上手に活用すると店舗イメージが向上し、さらに沿道の風景づくりにもつながります。

●接道部の緑化で沿道の風景づくり



●商業地向きの高木



ケヤキ



カツラ



エゴノキ



ヤマボウシ

4. 田園地域

A 配置 (1)

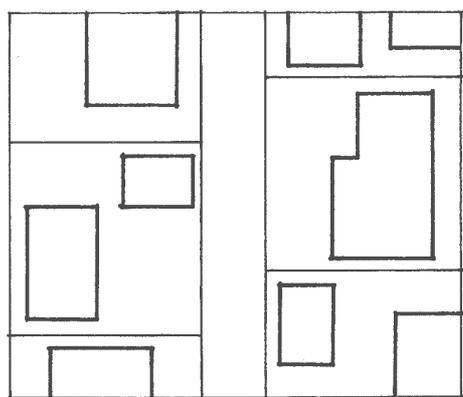
風景づくりの基準

- ① 接道部に緑化が図れるよう、前面にゆとりある空間を設けること。
- ② 建築物の周囲は、屋根の方向と積雪期の堆雪、積雪期以外の緑化などを考慮してゆとりある空間を設けること。

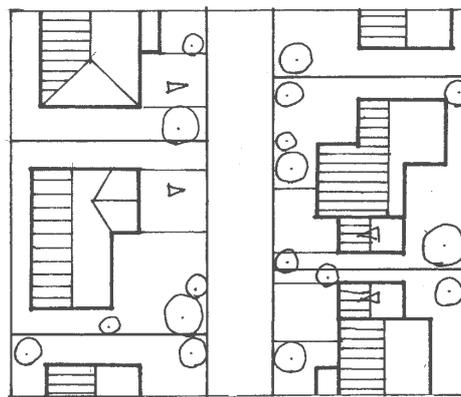
解説

通りから見える風景は、道路から住宅の前面へ移行する半公共的な空間が大きく関係します。緑がなく砂利敷きやコンクリートだけだと、単調で無表情な風景になり、高い塀などが連続すると閉鎖的な景観になります。道路から住宅の前面へ移行する空間は、ゆとりある前庭的な空間として考え、視線を遮らない生垣や塀、緑化などにより風景をつくりまします。また、建物周りもゆとりを持たせて緑化し、周囲の自然との調和を図ります。

●前面のゆとりと周囲のゆとり

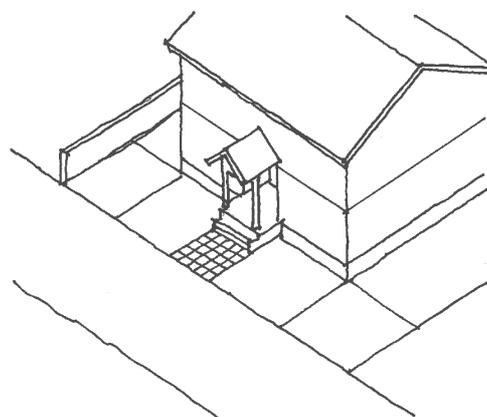


風景を考えない配置

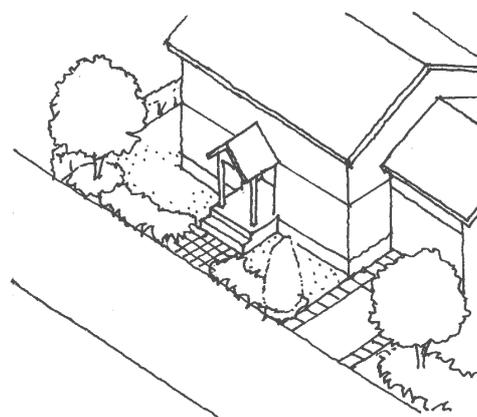


接道部や敷地周りにゆとりを持たせた配置

●前庭の風景づくり



単調で無表情な景観



うるおいを感じる景観

A 配置 (2)

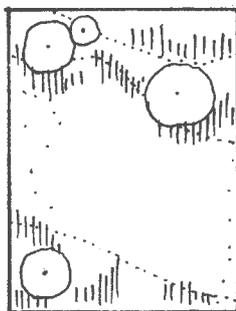
風景づくりの基準

- ③ 敷地内に樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。
- ④ 広がる田園風景を通して山並みや千曲川などの良好な眺望が得られる場所では、その眺望を出来る限り阻害しない配置とすること。
- ⑤ 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置に設置すること。また、団地開発等ではできるだけ電線の地中化や電柱類を道路側に設置しないようにすること。

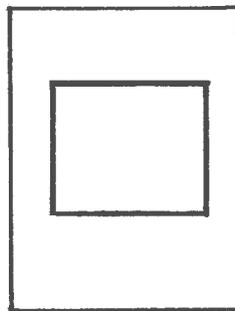
解説

建物の配置は、どれだけ自然環境に注意を払っているかで風景に影響を与えます。今ある樹木や水の流れを利用して住宅を配置する、自然地形に逆らわず土地を活用する、山並みやランドマークとなる建造物への眺望をさえぎらないなど注意を払うことによって、自然の中に見え隠れする良好なまち並みがつくられます。電柱（電線も含む）や鉄塔類については、出来る限り敷地の奥や通りから見えにくい場所に設置するようにします。

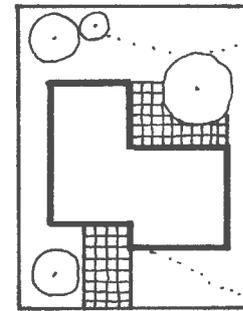
●敷地内にある自然環境を活かす



樹木のある敷地



△自然に配慮しない配置



○自然を取り入れた配置

●通信等施設の配慮



携帯電話などの中継基地となる電波塔は、広範囲での通話エリアを確保するために見晴らしの良いりょう線上に設置されることがあります。利便性の向上と風景づくりが相反する場合がありますため、事業者は飯山市と相談しながら風景に配慮した設置位置や外観を考慮する必要があります。

B 規模

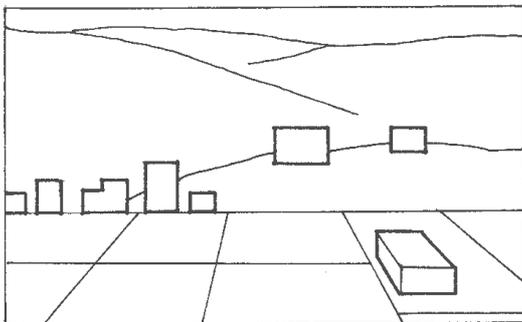
風景づくりの基準

- ① 周辺の田園風景から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとする。特に千曲川沿いや山林沿いは留意すること。
- ② 建築物の高さは低層を基本とし、周囲の田園風景に配慮すること。中層とする場合は圧迫感を生じさせないように努めること。

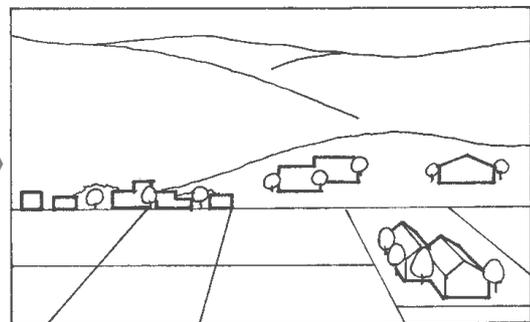
解説

田園地域は、周囲の山並みを背景とした裾に緑豊かな集落が点在し、千曲川との間に田園が広がり、自然と人々の営みの絶妙なバランスでふるさとを連想する風景がつくられています。背景となっている山並みのりょう線や緑、広がる田園風景の眺望を遮らないように建築物や工作物の規模に配慮します。建築物はできるだけ低層にし、隣接する建築物と間隔を確保して緑を配置します。

● 突出した印象を与えないまち並み



単に規模の大きな建物は、周囲の山並み風景などをさえぎる



周囲の樹林やりょう線と調和するように高さや規模に配慮する

配慮事例



◆ 田園と集落、山並みの調和（瑞穂方面）



◆ 北条付近から高社方面

C 意匠・形態 (1)

風景づくりの基準

- ① 地域の伝統的な形態・意匠等の活用にできるだけ努め、周囲の田園風景との調和に努めること。
- ② 屋根の形状はこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並みや周辺の建築物等との調和に努めること。
- ⑥ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。

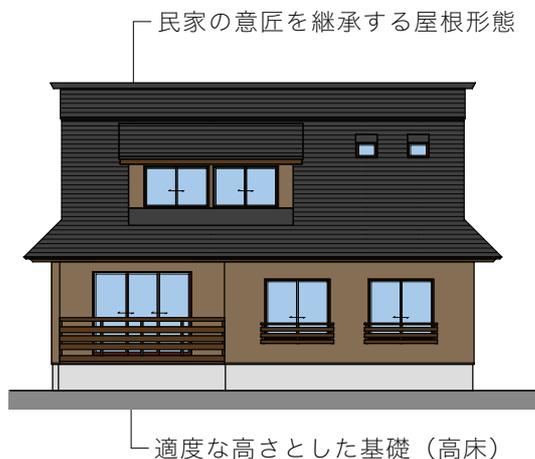
解説

飯山は雪が深いために、高床式にした背の高い住宅が見られます。この高床のコンクリート壁面が直接見える住宅は、人とのコミュニケーションを避けているような印象があります。高床の壁面は、居住階と同じような外壁の仕上げ、窓や玄関の設置、あるいは高さを抑えるなどの工夫をします。

屋根はできる限りこう配屋根とし、周囲と屋根方向を揃えます。特に斜面に建つ住宅の屋根は、斜面方向とこう配方向を揃えるときれいに見えます。

●地域の伝統を感じる住宅のモデル

●高床式住宅の配慮



配慮事例



◆屋根、軒庇、下見板、土壁など田園地域に調和



◆民家再生

C 意匠・形態 (2)

風景づくりの基準

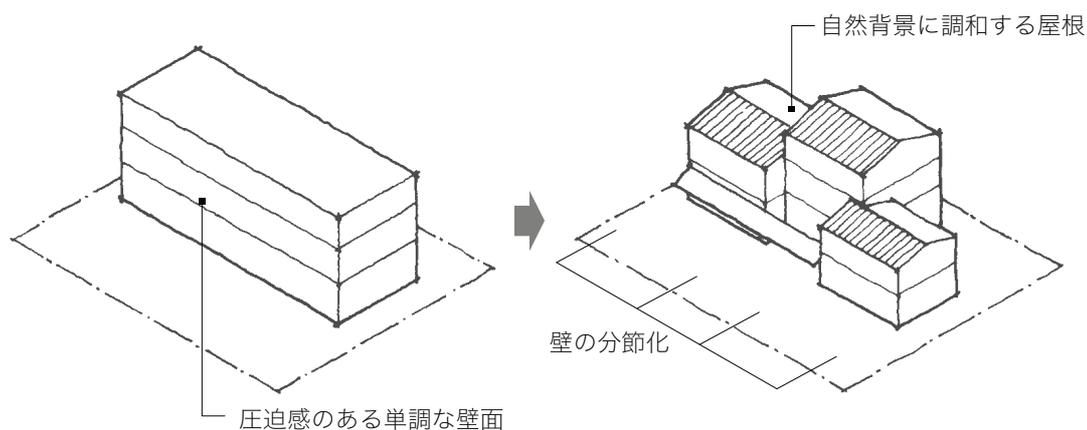
- ③ 規模が大きい建築物は、大規模な平滑面が生じないように、壁面の陰影等の処理、屋根、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。
- ④ 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。

解説

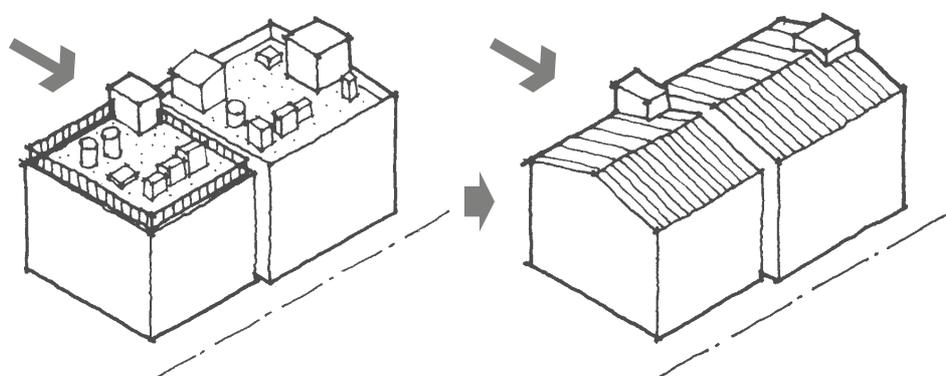
規模が大きい建築物は、圧迫感を与える大きな壁面とならないよう建物の正面に凹凸をつけたり、壁面、屋根、開口部等の意匠の工夫で分節化を図ります。

また、上から田園集落を見下ろした場合、たいていの平屋根は不快な眺めになります。屋根に勾配をつけると屋上の構造物を隠し、周囲の自然環境にも調和した気持ちの良い家並みの眺めになります。

● 圧迫感や威圧感を与えない壁面の配慮



● 上から見下ろす家並みへの配慮



C 意匠・形態 (3)

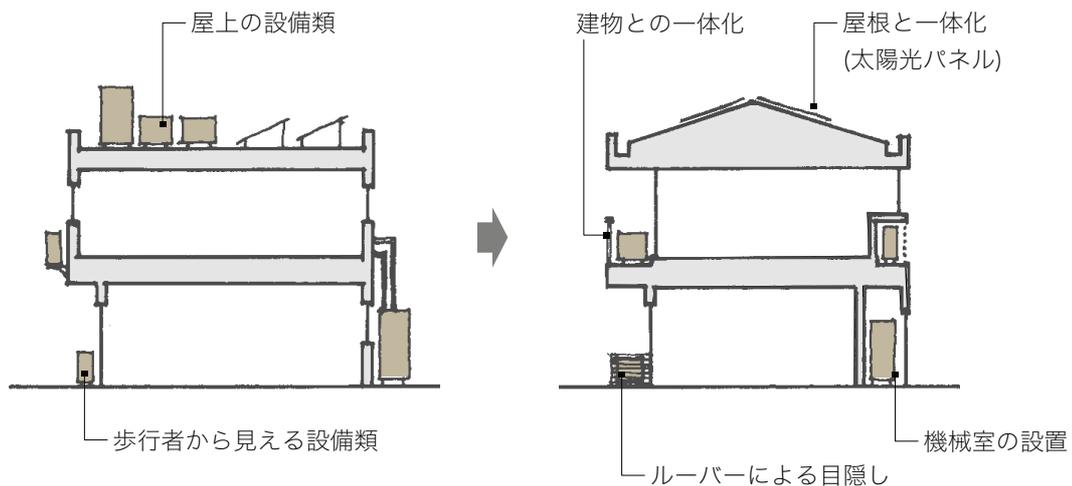
風景づくりの基準

- ⑤ 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。

解説

空調機の室外機や給湯機、パイプ類などは、外部から直接見るとあまり心地の良いものではありません。歩行者から見える場所や上から見下ろせる屋根の上などは、建築物の外観意匠と調和するよう目隠しを行う、建物との一体化や内部設置などの工夫を考えます。屋外階段、ベランダも同様に建築物の外観意匠と調和するようデザインを考えます。

●設備機器に対する配慮



配慮事例



◆ 室外機などの設備機器の修景

D 材料

風景づくりの基準

- ① 周辺の風景と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。また、できるだけ木が見えるような素材使いに努めること。
- ② 反射光のある素材を極力用いないように努めること。

解説

歴史、文化、ふるさつを感じる飯山の建築物は、主に木材、漆喰、土塗壁、石材、金属等の自然素材を中心として構成されています。できるだけ木が感じられる素材を使用した意匠形態にし、周辺の自然環境と調和するようにします。また、ミラーガラスや鏡面仕上げの金属など反射光のある素材はできるだけ使わないようにしましょう。

●外壁塗材の例

砂壁・土壁状等の細やかな質感があるものを推奨



じゅらく調



校倉調

●外壁板張りの例

上：南京下見板、下：目板張り



●外壁パネルの例

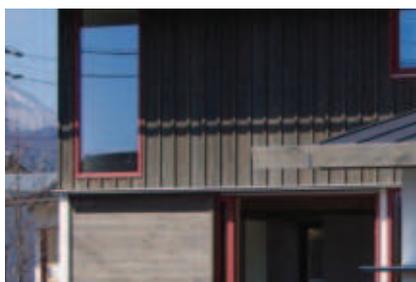
水平線が陰影をつくる素材感があるものを推奨



くしなみ調



石積み調



●屋根材の例

屋根材は、積雪を考慮して金属板（銅板）の平葺き、横葺き、立はぜ葺きで葺かれたものを推奨



横葺き



立はぜ葺き

豪雪地である飯山の屋根材は、金属板などに限定されてしまいます。金属板は色が豊富にありますが、街並み景観を配慮した選択が必要です。

E 色彩 (1)

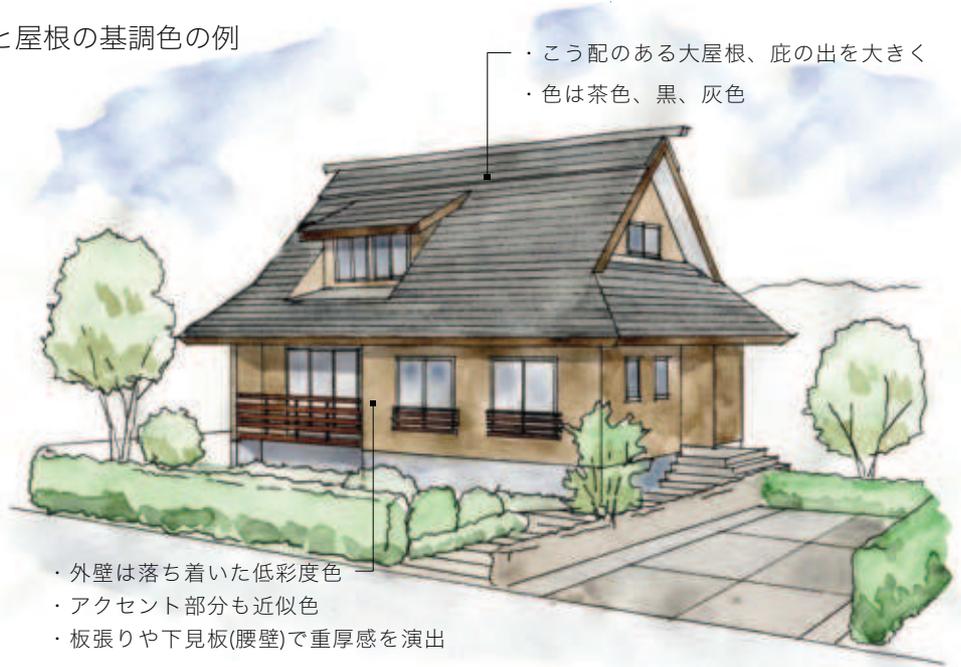
風景づくりの基準

- ① 外壁などの基調色は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色調とすること。
- ② 屋根の色は青色系を避け、できるだけ茶色系（落ち着いた赤）、黒色・灰色系とすること。
- ③ 使用する色数はできるだけ少なくするよう努めること。

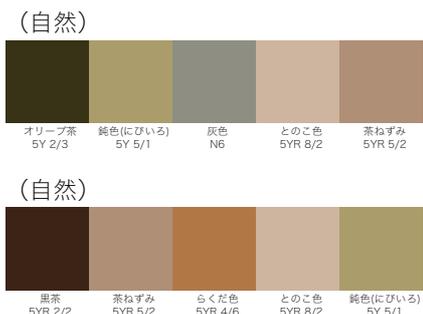
解説

歴史、文化、ふるさとをテーマとする家並みの建築物は、主に木材、漆喰、土塗壁などの自然素材が持つ色彩を基本とします。外壁は、落ち着いた彩度（鮮やかさ）の低い色を使います。屋根の色は、濃い目で重厚感があり、光沢のない茶色・黒・灰色を使い、周辺の自然に馴染まない彩度の高い青色系などは使わないようにします。

●外壁と屋根の基調色の例



●おすすめカラーイメージ



●マンセル表示系による指標

色相	彩度の指標	ベースカラーの推奨	明度
R系	3以下		
Y R系	4以下	3以下	
Y系	4以下	3以下	
その他 (N以外)	2以下		
	3以下		6以下

E 色彩 (2)

風景づくりの基準

- ③ 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度なものとならないように留意すること。
- ④ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。

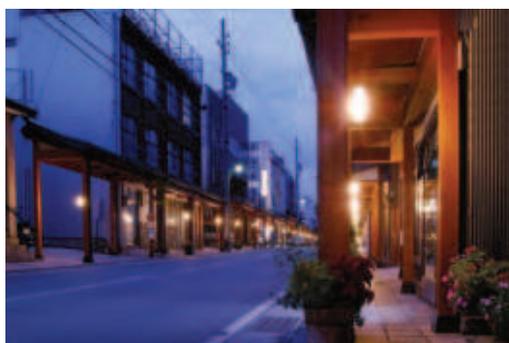
解説

店舗を設ける場合、店先の照明は、雰囲気を作りだす色温度の設定と明暗のバランスが大切です。電球色のような温かみのある光源を用い夜間の風景を演出します。点滅式照明、回転灯や照射する光が動くもの（電光掲示など含む）については、刺激的で強い光を放ち、田園地域の風景に支障をきたすため使用を避けます。

●光色と演色性

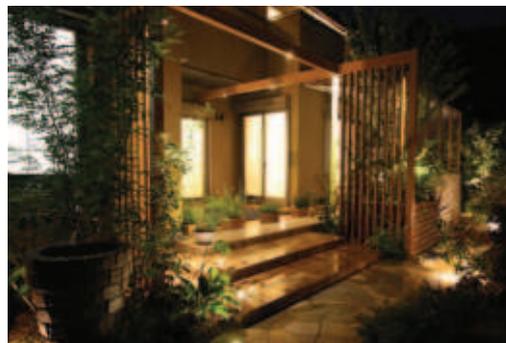
光色

ランプの光の色には、青みがかったものや黄みがかったものがあります。これをランプの光色と言います。まち並み風景には、蛍光灯の白色よりも、おもてなしの雰囲気をつくることのできる温かな電球色の方が適しています。

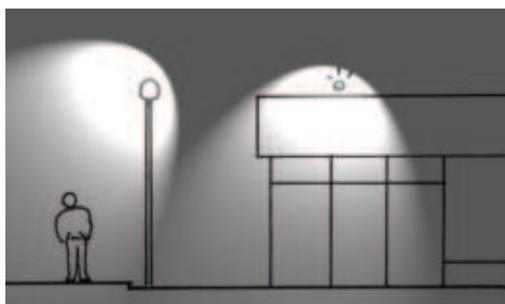


演色性

一般に、物体の色は、異なった組成の光で照明すると違った色に見えます。物体の色の見え方に及ぼす光源の性質を演色性と言います。この演色性によりまちや商品の見え方の良否に関わることから、ランプを選択する際に重要な要素となります。



●沿道への照明の配慮



歩行者やドライバー、農地に直接眩しい光を当てないように光源の向き、遮光に配慮する。

●回転等や点滅、動光、着色光は控える



F 緑化

風景づくりの基準

- ① 敷地内に優れた樹木等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。
- ② 沿道にうるおいを与えるため、接道部をできるだけ緑化すること。建築物の周囲は、積雪、堆雪等の状況を考慮した上でできるだけ緑化すること。
- ③ 駐車場、自転車置き場等を設ける場合は、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
- ④ 緑化に使用する樹種は、周辺の樹林や緑地と調和した地域の風土にあったものとするように努めること。
- ⑤ 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の風景に配慮すること。

解説

冬の積雪により建物周りとはかく花や緑が少なくなりがちになります。うるおいある田園地域の風景づくりを進めるには、玄関先や敷地周りに雪に強く風土にあった樹種を選んで出来るだけ緑化し、冬は飯山の風物となる雪囲いを施し、うるおいある集落や住宅地の風景をつくります。また、沿道の潤いある風景づくりに寄与してきたこれまでの花づくり活動については、さらなる取り組みを進めます。

配慮事例



◆毎年心こもる活動でつくられる花壇



◆長野市四季の杜



◆沿道にうるおい与えてくれる花づくり活動



◆駐車場周りの緑化



◆冬の風景をつくる雪囲い

5. 山麓田園地域

A 配置 (1)

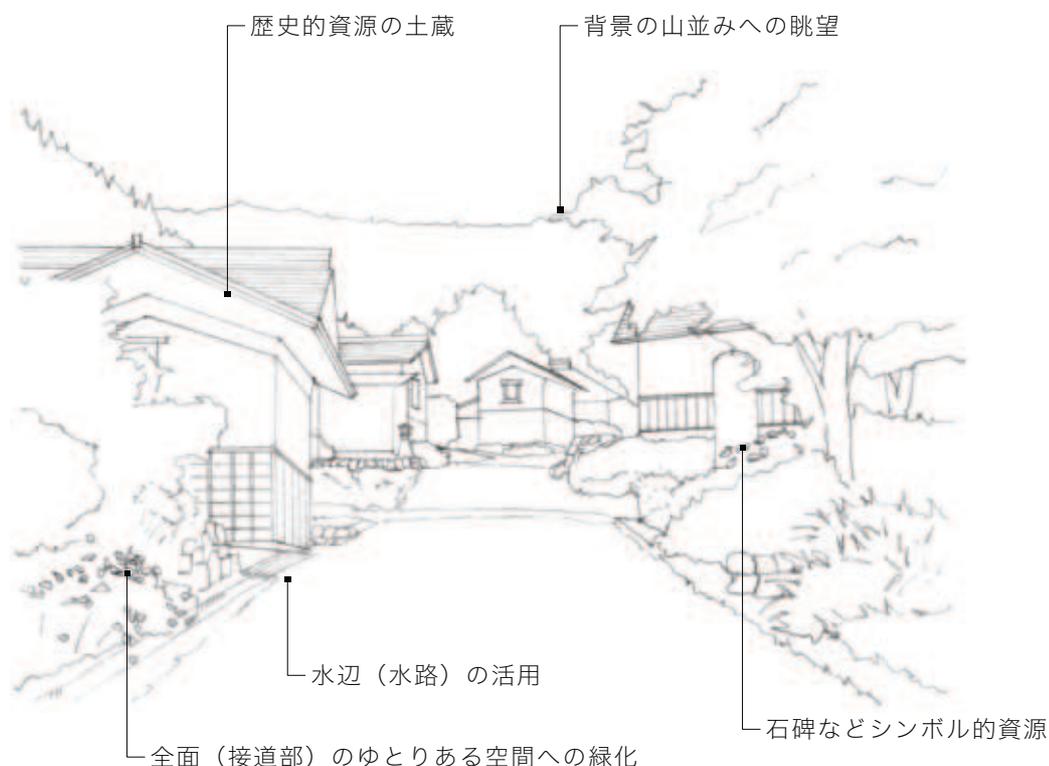
風景づくりの基準

- ① 参道などへ続く沿道については、家並みの連続性を考慮した配置を考慮すること。その他は、接道部に緑化が図れるよう、前面にゆとりある空間を設けること。
- ② 建築物の周囲は、屋根の方向と積雪期の堆雪、積雪期以外の緑化などを考慮してゆとりある空間を設けること。
- ③ 敷地内に樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。

解説

小菅地区や福島地区は、神社等へ至る道沿いに歴史的な雰囲気を残しています。この風景は、道路から住宅の前面へ移行する半公共的な空間が大きく関係します。敷地内の土蔵などの歴史的資源や、シンボルとなる樹木がある場合は、歴史的な雰囲気を高め、魅力的な風景資源として直接見えるように配慮します。近代的なガレージなどは、道路際からできる限り離して配置します。

●家並みの連続性に配慮した配置



A 配置 (2)

風景づくりの基準

- ④ 田園や背景となる山並みへの眺望を極力阻害しない配置とすること。特に眺望の対象となるりょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。
- ⑤ 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置に設置すること。

解説

建物の配置は、どれだけ自然環境に注意を払っているかで風景に影響を与えます。今ある樹木や水の流れを利用して建物を配置する、自然地形に逆らわず土地を活用する、山並みやランドマークとなる建造物への眺望をさえぎらないなど注意を払うことによって、自然の中に見え隠れする良好な集落の風景がつくられます。電柱（電線も含む）や鉄塔類については、出来る限り敷地の奥や通りから見えにくい場所に設置するようにします。

●自然環境に調和した建物・集落



神戸から見下ろす田園と集落



良好な眺望に電柱が目に入る

●通信等施設の配慮



携帯電話などの中継基地となる電波塔は、広範囲での通話エリアを確保するために見晴らしの良いりょう線上に設置される場合があります。利便性の向上と風景づくりが相反する場合があるため、事業者は飯山市と相談しながら風景に配慮した設置位置や外観を考慮する必要があります。

B 規模

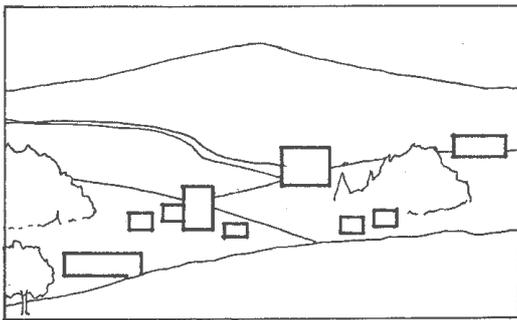
風景づくりの基準

- ① 周辺の山麓田園の風景から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとすること。
- ② 建築物の高さは低層を基本とし、周囲の山麓田園の風景に配慮すること。

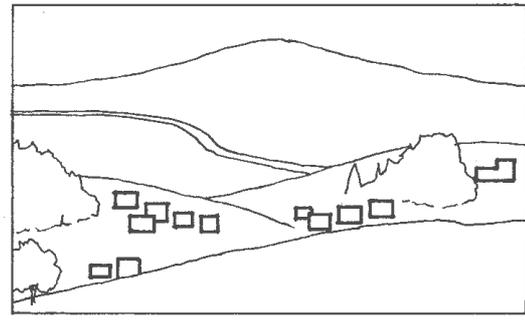
解説

山麓田園地域は、周囲の山並みに囲まれながらも、田園風景の視界が広がり、歴史・文化が融合して風景がつくられています。背景となっている山並みのりょう線や緑、広がる田園風景の眺望を遮らないように建築物や工作物の規模に配慮します。建築物はできるだけ低層にし、隣接する建築物と間隔を確保して緑を配置します。

●突出した印象を与えないまち並み



単純に規模の大きな建物は、周囲の山並み風景などをさえぎる



周囲の樹林やりょう線と調和するように高さや規模に配慮する



◆福島から見下ろす田園と集落



◆柄山の田園と集落

C 意匠・形態 (1)

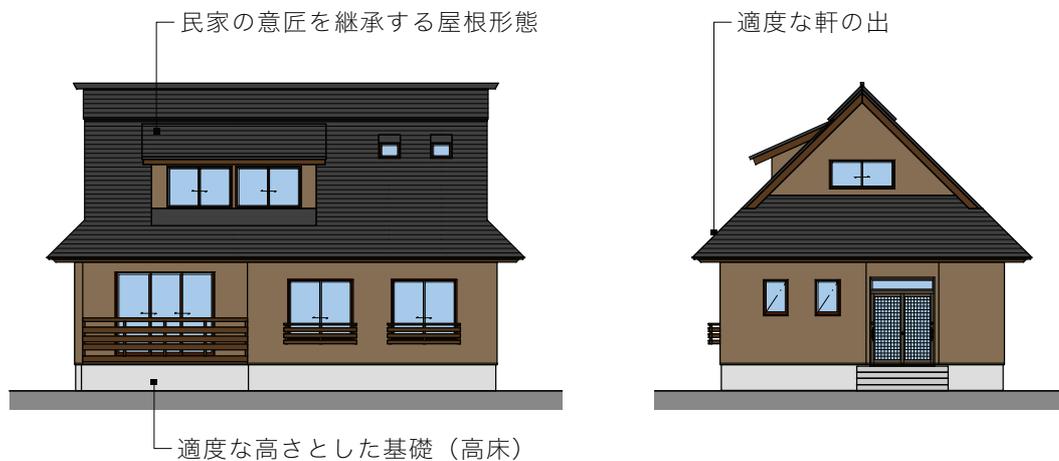
風景づくりの基準

- ① 地域の伝統的な形態・意匠等の活用にできるだけ努め、周囲の山麓田園の風景との調和に努めること。
- ② 屋根の形状はこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並みや周辺の建築物等との調和に努めること。

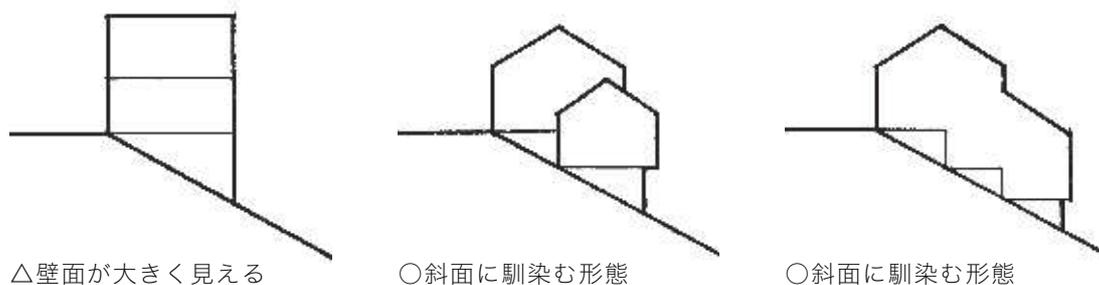
解説

山麓田園地域には、中門造り（曲がり屋）の雰囲気を残した民家や、茅葺の寄棟屋根の民家が残し、ふるさとの原風景をつくっています。できるだけ伝統的な民家を活かすとともに、現代的な生活を取り入れた住宅を建てる際には、伝統的な民家の形態や意匠を取り入れます。屋根はこう配屋根とし、周囲と屋根方向を揃えます。特に斜面に建つ建物の場合は、壁面が大きく見えがちになることから、屋根と壁面の意匠的な工夫をします。

●地域の伝統を感じる意匠・形態のモデル



●急傾斜地での形態



C 意匠・形態 (2)

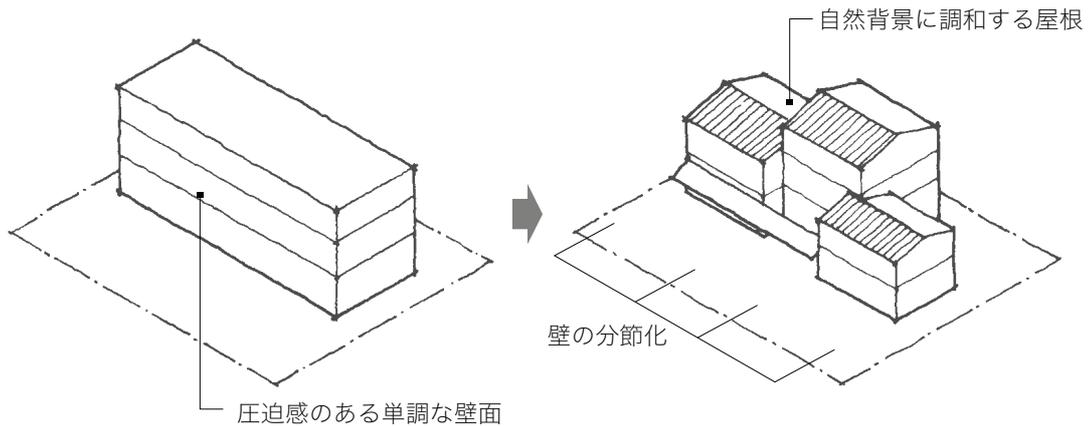
風景づくりの基準

- ③ 規模が大きい建築物は、大規模な平滑面が生じないように、壁面の陰影等の処理、屋根、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。
- ④ 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。

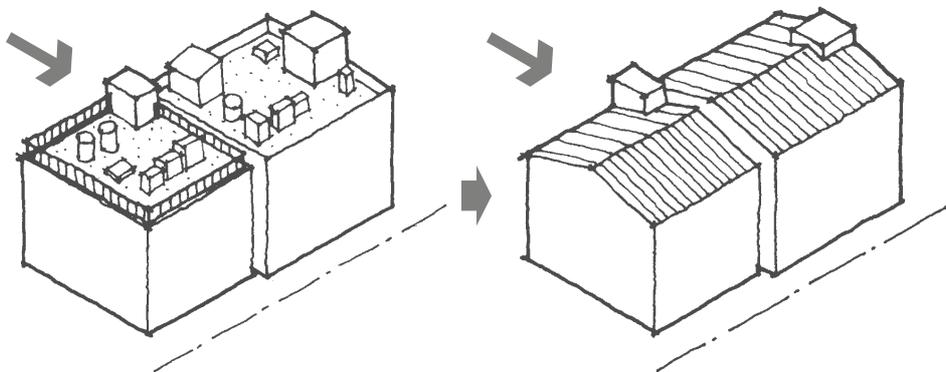
解説

周囲を山並みに囲まれ、田園風景が広がる山麓田園地域では、建築物の規模が少しでも大きくなると、自然環境との調和が難しくなります。規模が大きい建築物は、圧迫感を与える大きな壁面とならないようファサードに凹凸をつけたり、壁面、屋根、開口部等の意匠の工夫で分節化を図り周辺環境との調和を図ります。

● 圧迫感や威圧感を与えない壁面の配慮



● 上から見下ろす家並みへの配慮



C 意匠・形態 (3)

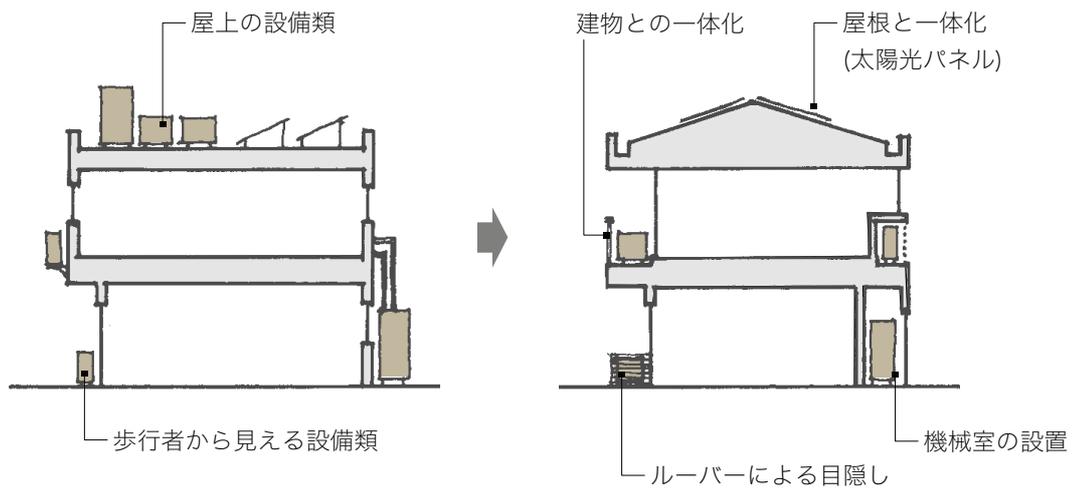
風景づくりの基準

- ⑤ 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。

解説

空調機の室外機や給湯機、パイプ類などは、外部から直接見るとあまり心地の良いものではありません。歩行者から見える場所や上から見下ろせる屋根の上などは、建築物の外観意匠と調和するよう目隠しを行う、建物との一体化や内部設置などの工夫を考えます。屋外階段、ベランダも同様に建築物の外観意匠と調和するようデザインを考えます。

●設備機器に対する配慮



配慮事例



◆室外機などの設備機器の修景

D 材料

風景づくりの基準

- ① 周辺の風景と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。また、できるだけ木がみえるような素材使いに努めること。
- ② 反射光のある素材を極力用いないように努めること。

解説

歴史、文化、ふるさとも感じる飯山の建築物は、主に木材、漆喰、土塗壁、石材、金属等の自然素材を中心として構成されています。できるだけ木が感じられる素材を使用した意匠形態にし、周辺の自然環境と調和するようにします。また、ミラーガラスや鏡面仕上げの金属など反射光のある素材はできるだけ使わないようにします。

●外壁塗材の例

砂壁・土壁状等の細やかな質感があるものを推奨



じゅらく調



校倉調

●外壁板張りの例

上：南京下見板、下：目板張り



●外壁パネルの例

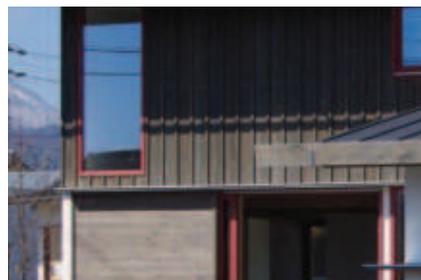
水平線が陰影をつくる素材感があるものを推奨



くしなみ調



石積み調



●屋根材の例

屋根材は、積雪を考慮して金属板（銅板）の平葺き、横葺き、立はぜ葺きで葺かれたものを推奨



横葺き



立はぜ葺き

豪雪地である飯山の屋根材は、金属板などに限定されてしまいます。金属板は色が豊富にありますが、まち並み風景に配慮した選択が必要です。

E 色彩 (1)

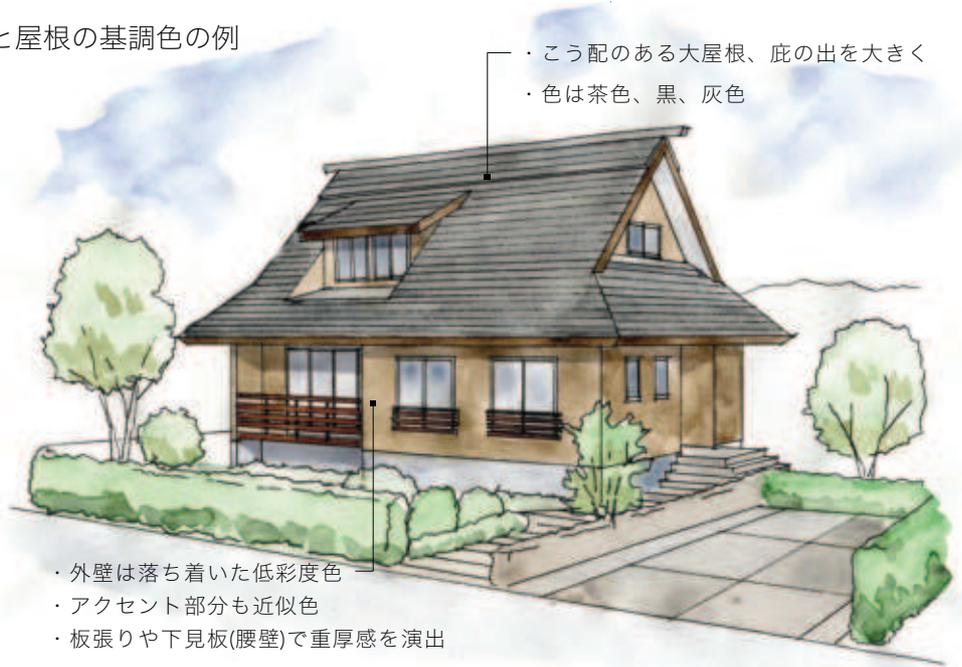
風景づくりの基準

- ① 外壁などの基調色は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色調とすること。
- ② 屋根の色は青色系を避け、できるだけ茶色系（落ち着いた赤）、黒色・灰色系とすること。
- ③ 使用する色数はできるだけ少なくするよう努めること。

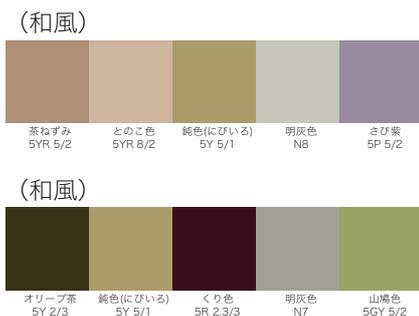
解説

歴史、文化、ふるさとをテーマとする家並みの建築物は、主に木材、漆喰、土塗壁などの自然素材が持つ色彩を基本とします。外壁は、落ち着いた彩度（鮮やかさ）の低い色を使います。屋根の色は、濃い目で重厚感があり、光沢のない茶色・黒・灰色を基本とし、周辺の自然に馴染まない彩度の高い青色系などは使わないようにします。

●外壁と屋根の基調色の例



●おすすめカラーイメージ



●マンセル表示系による指標

色相	彩度の指標	ベースカラーの推奨	明度
R系	3以下		
Y R系	3以下		
Y系	3以下		
その他 (N以外)	2以下		
	3以下		6以下

E 色彩 (2)

風景づくりの基準

- ④ 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度なものとならないように留意すること。
- ⑤ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。

解説

店舗を設ける場合、店先の照明は、雰囲気を作りだす色温度の設定と明暗のバランスが大切です。電球色のような温かみのある光源を用い、夜間の風景の演出に努めます。点滅式照明、回転灯や照射する光が動くもの（電光掲示など含む）については、刺激的で強い光を放ち、まち並みの風景に支障をきたすため使用を避けます。

●光色と演色性

光色

ランプの光の色には、青みがかったものや黄みがかったものがあります。これをランプの光色と言います。まち並み風景には、蛍光灯の白色よりも、おもてなしの雰囲気をつくることのできる温かな電球色の方が適しています。

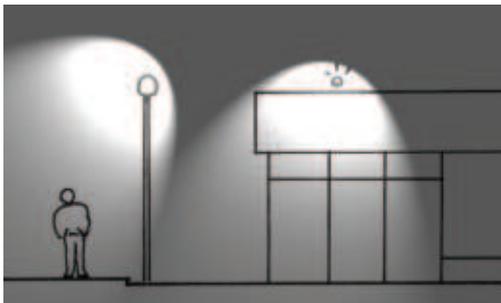


演色性

一般に、物体の色は、異なった組成の光で照明すると違った色に見えます。物体の色の見え方に及ぼす光源の性質を演色性と言います。この演色性によりまちや商品の見え方の良否に関わることから、ランプを選択する際に重要な要素となります。



●沿道への照明の配慮



歩行者やドライバー、農地に直接眩しい光を当てないように光源の向き、遮光に配慮する。

●回転等や点滅、動光、着色光は控える



F 緑化

風景づくりの基準

- ① 敷地内に優れた樹木等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。
- ② 建築物等の周囲は積雪、堆雪等の状況を考慮した上でできるだけ緑化し、圧迫感・威圧感の軽減に努めること。
- ③ 駐車場、自転車置き場等を設ける場合は、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
- ④ 緑化に使用する樹種は、周辺の樹林や緑地と調和した地域の風土にあったものとするように努めること。
- ⑤ 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の風景に配慮すること。

解説

冬の積雪により建物周りとはかく花や緑が少なくなりがちになります。うるおいある山麓田園地域の風景づくりを進めるには、玄関先や敷地周りに雪に強く風土にあった樹種を選んで出来るだけ緑化し、冬は飯山の風物となる雪囲いを施し、周囲の自然環境と一体となった集落の風景をつくります。また、沿道の潤いある風景づくりに寄与してきたこれまでの花づくり活動については、さらなる取り組みを進めます。

配慮事例



◆民家と開放的な庭と緑



◆参道へ向かう沿道の緑



◆冬の風景となる雪囲い



◆歴史的資源を引き立てる緑



◆駐車場周りの緑化

6. 山地・高原地域

A 配置 (1)

風景づくりの基準

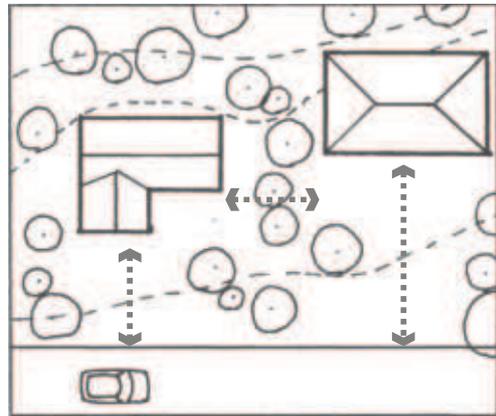
- ① 道路からできるだけ後退し、良好な空間の確保に努めること。大規模行為にあっては既存樹林を残置できるように道路から10メートル以上後退するように努めること。
- ② 建築物の周囲は、積雪期の堆雪、積雪期以外の緑化などを考慮してゆとりある空間を設けること。
- ③ 敷地内に樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。

解説

前面の道路や隣り合う敷地から一定の距離を保ち、既存樹木を活かしたり、新たな緑化などにより山あいの豊かな自然環境との調和を図ります。

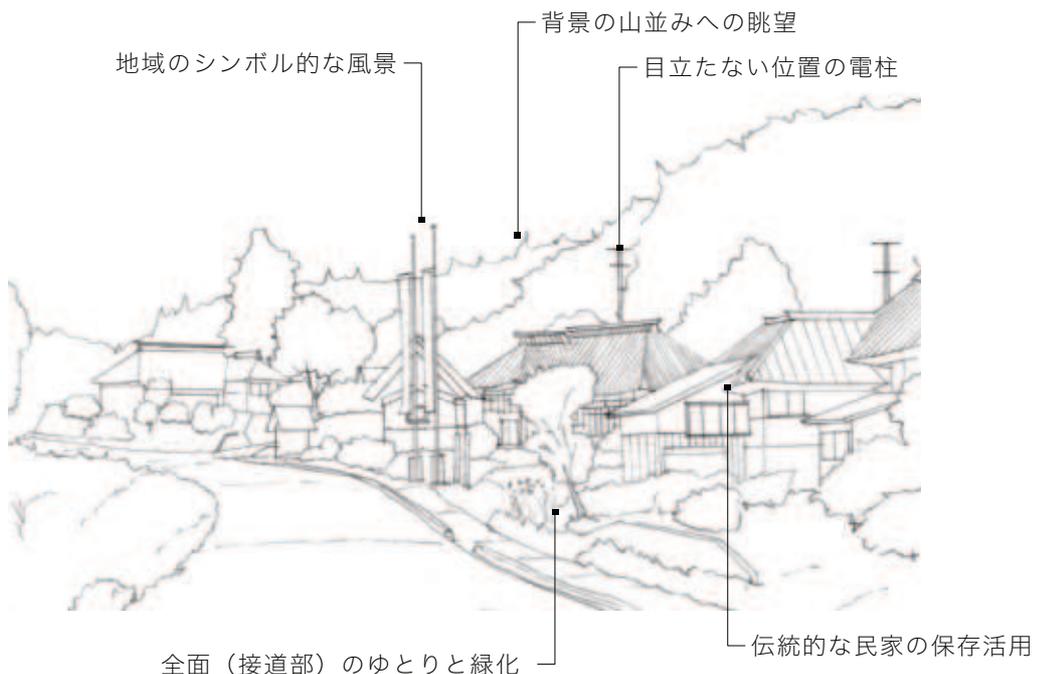
特に、通りから見える風景は、道路から建物の前面へ移行する半公共的な空間が大きく関係します。道路際にできるだけガレージや建物を配置せず、前庭が取れるように配置します。ただし、敷地内に歴史的資源やシンボルとなる樹木がある場合は、通りから資源が見えるように配慮します。

●ゆとりある配置



道路や隣接地との間にゆとりを設ける

●伝統的な集落の家並み



A 配置 (2)

風景づくりの基準

- ④ 地形の高低差がある場合はそれを生かして周辺の山地・高原の風景と調和するような配置とし、りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。
- ⑤ 電柱、鉄塔類は樹林内等のできるだけ目立たない位置に設置すること。

解説

建物の配置は、どれだけ自然環境に注意を払っているかで風景に影響を与えます。今ある樹木や水の流れを利用して建物を配置する、自然地形に逆らわず土地を活用する、山並みやランドマークとなる建造物への眺望をさえぎらないなど注意を払うことによって、自然の中に見え隠れする良好な風景がつくれます。電柱（電線も含む）や鉄塔類については、できるだけ敷地の奥や通りから見えにくい場所に設置するようにします。

●自然地形に調和する建物



自然環境を無視した印象を与える配置

土地の起伏に合わせた配置

●通信等施設の配慮



携帯電話などの中継基地となる電波塔は、広範囲での通話エリアを確保するために見晴らしの良いりょう線上に設置される場合があります。利便性の向上と風景づくりが相反する場合がありますため、事業者は飯山市と相談しながら風景に配慮した設置位置や外観を考慮する必要があります。

B 規模

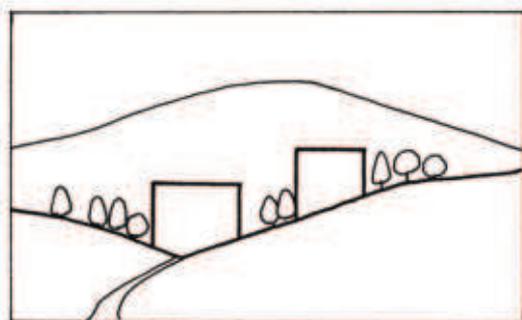
風景づくりの基準

- ① 周囲の基調となる樹林やりょう線から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとすること。
- ② 建築物の高さは低層を基本とし、中層とする場合は、周辺の樹林の高さ以内となるように努めること。

解説

背景となっている山並みのりょう線や緑、見下ろす千曲川や田園風景、遠くに見えるシンボリックな山並みの眺望を遮らないように建築物や工作物の規模に配慮します。建築物の高さは、低層を基本とし、中層以上にする場合は、周辺の樹木の高さを超えないようにして豊かな自然環境との調和を図ります。

●突出した印象を与えない建物



単純に規模の大きな建物は、周囲の山並み風景などをさえぎる



周囲の樹林やりょう線と調和するように高さや規模に配慮する



りょう線に見えるようになる建築物は、高さを抑えたり、屋根の掛け方に工夫を施す



斑尾山から望む斑尾高原の良好な風景をつくるため、建築物等の規模の配慮が重要

C 意匠・形態 (1)

風景づくりの基準

- ① 一般住宅は、地域の伝統的な形態・意匠等の活用にできるだけ努め、周囲の山地・高原の風景との調和に努めること。
- ② 宿泊施設等の建築物は、豊かな自然に囲まれた安らぎを感じさせる意匠・形態に努めること。
- ③ 屋根の形状はこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周辺の建築物等との調和に努めること。

解説

一般住宅は、寄棟屋根や切妻屋根などこう配屋根を基本とし、周囲の伝統的な民家などに用いられている意匠や形態を積極的に取り入れます。高原・リゾート地の宿泊施設等も同じように屋根はこう配屋根とし、周囲の自然環境に馴染むように壁面を分節化や陰影のできるような意匠・形態を考えます。特に斜面に建つ建物の場合、壁面が大きく見えがちになることから、屋根と壁面の意匠的な工夫をします。

●山地・高原地域の意匠・形態モデル

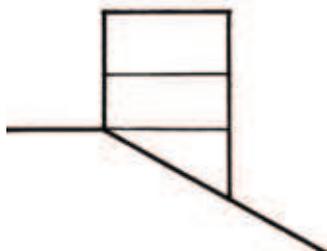


板張りなどで自然と調和する宿泊施設

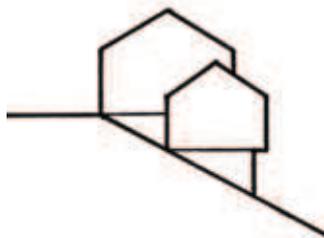


民家の意匠を継承（古民家の再生例）

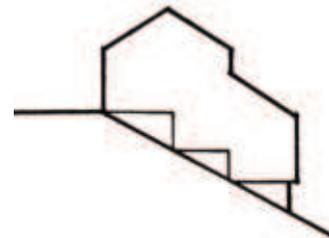
●急傾斜地での形態



△壁面が大きく見える



○斜面に馴染む形態



○斜面に馴染む形態

C 意匠・形態 (2)

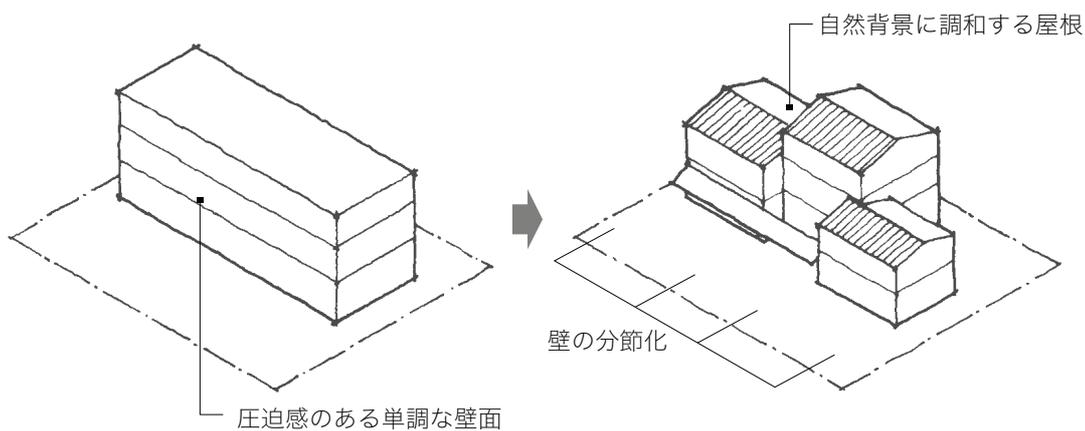
風景づくりの基準

- ④ 規模が大きい建築物は、大規模な平滑面が生じないように、壁面の陰影等の処理、屋根、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。
- ⑤ 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。

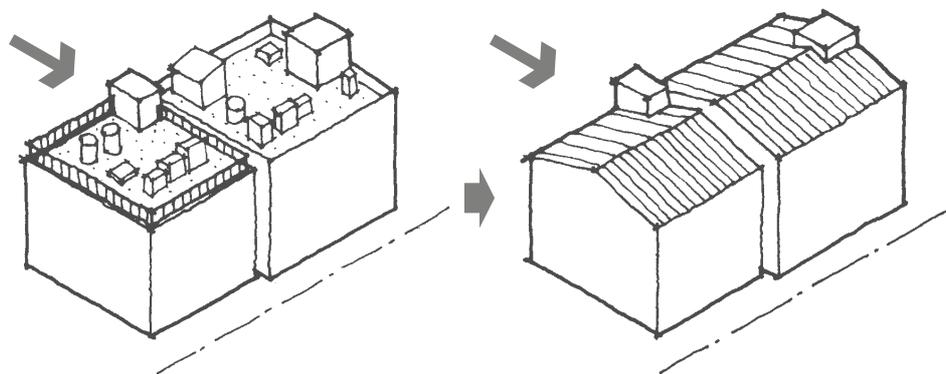
解説

建築物の規模が少しでも大きくなると、自然環境との調和が難しくなります。規模が大きい建築物は、圧迫感を与える大きな壁面とならないようファサードに凹凸をつけたり、壁面、屋根、開口部等の意匠の工夫で分節化を図り周辺環境との調和を図ります。

● 圧迫感や威圧感を与えない壁面の配慮



● 上から見下ろす風景への配慮



C 意匠・形態 (3)

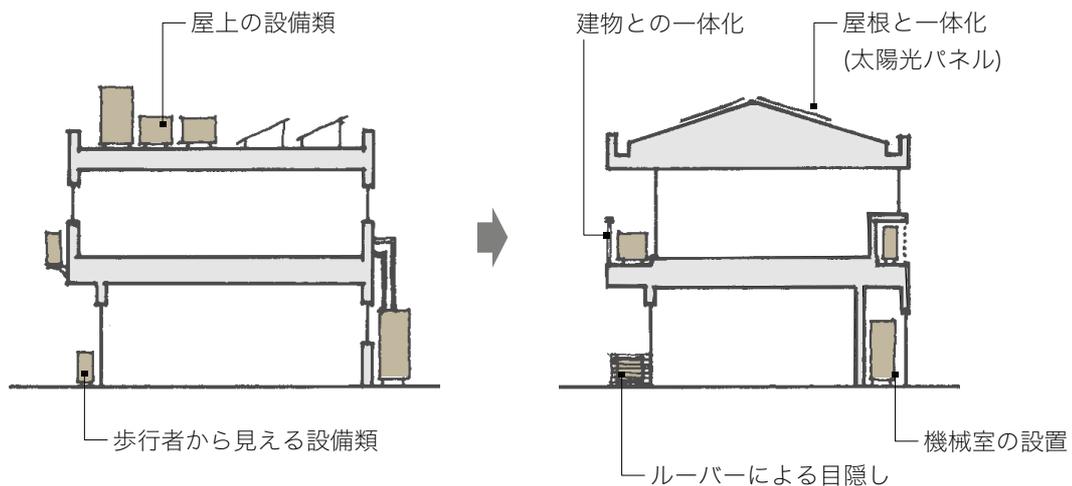
風景づくりの基準

- ⑥ 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。

解説

空調機の室外機や給湯機、パイプ類などは、外部から直接見るとあまり心地の良いものではありません。歩行者から見える場所や上から見下ろせる屋根の上などは、建築物の外観意匠と調和するよう目隠しを行う、建物との一体化や内部設置などの工夫を考えます。屋外階段、ベランダも同様に建築物の外観意匠と調和するようデザインを考えます。

●設備機器に対する配慮



配慮事例



◆室外機などの設備機器の修景

D 材料

風景づくりの基準

- ① 周辺の風景と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。また、できるだけ木がみえるような素材使いに努めること。
- ② 反射光のある素材を極力用いないように努めること。

解説

歴史、文化、ふるさつを感じる飯山の建築物は、主に木材、漆喰、土塗壁、石材、金属等の自然素材を中心として構成されています。高原・リゾート地は、できるだけ木が感じられる素材を使用した意匠形態にし、周辺の自然環境と調和するようにします。また、ミラーガラスや鏡面仕上げの金属など反射光のある素材はできるだけ使わないようにします。

●外壁塗材の例

砂壁・土壁状等の細やかな質感があるものを推奨



じゅらく調



校倉調

●外壁板張りの例

上：南京下見板、下：目板張り



●外壁パネルの例

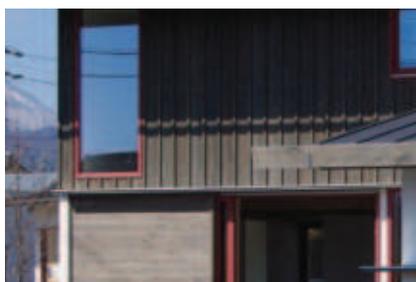
水平線が陰影をつくる素材感があるものを推奨



くしなみ調



石積み調



●屋根材の例

屋根材は、積雪を考慮して金属板（銅板）の平葺き、横葺き、立はぜ葺きで葺かれたものを推奨



横葺き



立はぜ葺き

豪雪地である飯山の屋根材は、金属板などに限定されてしまいます。金属板は色が豊富にありますが、街並み景観を配慮した選択が必要です。

E 色彩 (1)

風景づくりの基準

- ① 外壁などの基調色は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色調とすること。
- ② 屋根の色は青色系を避け、できるだけ茶色系（落ち着いた赤）、黒色・灰色系とすること。
- ③ 使用する色数はできるだけ少なくするよう努めること。

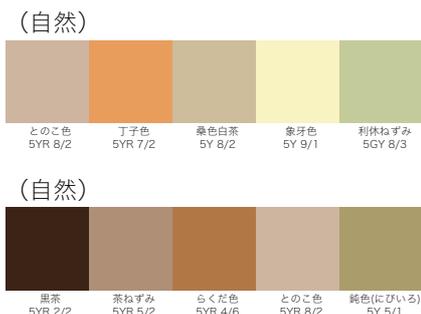
解説

山地・高原地域の豊かな自然環境に調和する建築物は、主に木材、漆喰、土塗壁などの自然素材が持つ色彩を基本とします。外壁は、落ち着いた彩度（鮮やかさ）の低い色を使います。屋根の色は、濃い目で重厚感があり、光沢のない茶色・黒・灰色を使い、周辺の自然に馴染まない彩度の高い青色系などは使わないようにします。

●外壁と屋根の基調色の例



●おすすめカラーイメージ



●マンセル表示系による指標

色相	彩度の指標	ベースカラーの推奨	明度
R系	3以下		
Y R系	4以下	3以下	
Y系	4以下	3以下	
その他 (N以外)	2以下 3以下		6以下

E 色彩 (2)

風景づくりの基準

- ④ 照明を行う場合は、安全性の確保等に必要な最小限度にとどめ、かつ設置場所の自然環境や周辺環境に留意すること。
- ⑤ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。

解説

店舗を設ける場合、店先の照明は、雰囲気を作りだす色温度の設定と明暗のバランスが大切です。電球色のような温かみのある光源を用い、夜間の風景の演出に努めます。点滅式照明、回転灯や照射する光が動くもの（電光掲示など含む）については、刺激的で強い光を放ち、周囲の山地・高原の風景に支障をきたすため使用を避けます。

●光色と演色性

光色

ランプの光の色には、青みがかったものや黄みがかったものがあります。これをランプの光色と言います。まち並み風景には、蛍光灯の白色よりも、おもてなしの雰囲気をつくることのできる温かな電球色の方が適しています。

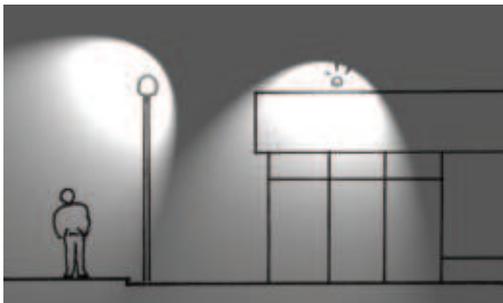


演色性

一般に、物体の色は、異なった組成の光で照明すると違った色に見えます。物体の色の見え方に及ぼす光源の性質を演色性と言います。この演色性によりまちや商品の見え方の良否に関わることから、ランプを選択する際に重要な要素となります。



●沿道への照明の配慮



歩行者やドライバー、農地に直接眩しい光を当てないように光源の向き、遮光に配慮する。

●回転等や点滅、動光、着色光は控える



F 緑化

風景づくりの基準

- ① 敷地内に優れた樹木等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。
- ② 建築物等の周囲は積雪、堆雪等の状況を考慮した上でできるだけ緑化し、圧迫感・威圧感の軽減に努めること。
- ③ 駐車場、自転車置き場等を設ける場合は、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
- ④ 緑化に使用する樹種は、周辺の樹林等の景観と調和させるとともに、周辺に自生する樹種の活用にも努めること。
- ⑤ 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の風景に配慮すること。
- ⑥ 敷地境界には塀等の遮へい物はできるだけ設けないこと。やむを得ず設ける場合は、生垣とするように努めること。

解説

山地・高原地域は、周囲を森に囲まれた自然豊かな地域であり、この自然環境と建物や工作物が一体となるように、既に敷地内にある樹木は出来るだけ保存し、新たな樹木を植える場合は、雪に強く風土にあった樹種を選び緑化します。特に、敷地周りや駐車場周りは、人工的な塀などの設置をできるだけ避け、周囲の自然環境とが連続して見えるようにします。高原・リゾート地は、花づくり活動をさらに進めイメージアップにつなげます。

配慮事例



ハンギングバスケットの例（愛宕町）



沿道にうるおいを与えてくれる花づくり活動



高原・リゾート地の花壇例



敷地内の緑化

7. 共通編・その他

建築物又は工作物の外観に公衆の目を引くための形態・色彩・その他意匠

風景づくりの基準

- 位置 ① 道路からできるだけ後退させること。
② 建築物等の屋上への掲出は控えること。
- 意匠・形態・規模
① 周辺の風景に調和する意匠・形態とし、必要最小限の規模とすること。
② 周辺の建築物や樹木等の高さを超えないこと。
- 材料 ① 周辺の風景と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくい素材を使用すること。
② 反射光のある素材は原則として使用しないこと。
- 色彩 ① けばけばしい色彩とせず、周囲の風景と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。
② 使用する色数はできるだけ少なくすること。
③ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。

解説

「建築物又は工作物の外観に公衆の目を引くための形態・色彩・その他意匠」とは、特定外観意匠ともいい、業種をイメージするモニュメント、外観に突出した造形や装飾、外壁へのイメージカラーの配置やペイントなど屋外広告物的な要素を含むものを指します。一般的な建築物や工作物と同様に、位置、意匠・形態・規模や色彩など周囲の自然環境やまち並みへの配慮が必要です。

●地形外観に公衆の目を引くための形態・色彩・その他意匠の例



◆業種を示すシンボルも、風景に配慮されていれば印象的になる



◆看板とも取れないインパクトを与える建物は周囲の風景に配慮が必要



◆外壁へのペイントは注意が必要

土地の形質の変更 変更後の土地の形状、修景、緑化等

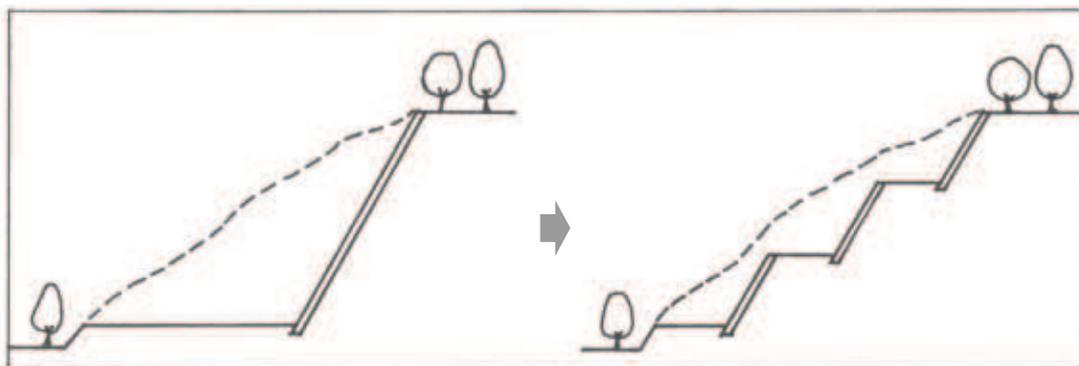
風景づくりの基準

- ① 土地の形質変更は最小限にとどめ、やむを得ない場合でも法面ができるだけ生じないように緩やかなこう配とし、緑化に努めること。
- ② 擁壁を必要とする場合は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の風景との調和を図ること。
- ③ 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するように努めること。

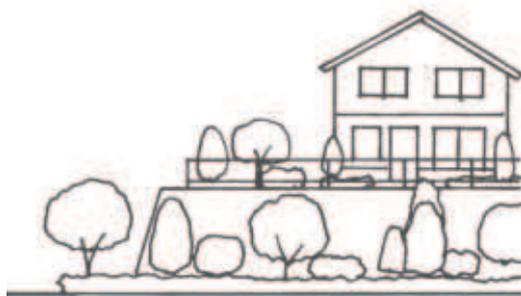
解説

開発に伴い発生するのり面や擁壁は、緩いこう配にしたり小さな段を設けて分節して、もとの地形の特徴ができる限り残るように配慮します。やむを得ず擁壁を設ける場合には、緩やかなこう配となるように配慮し、石などの自然素材を用いた擁壁や前面に植栽帯を設けて圧迫感の軽減とともに周囲の自然環境との調和を図ります。

●地形の特徴を最大限残す



●植栽により擁壁の圧迫感を軽減する



土石の採取及び鉱物の掘採 採取等の方法、採取等後の緑化等

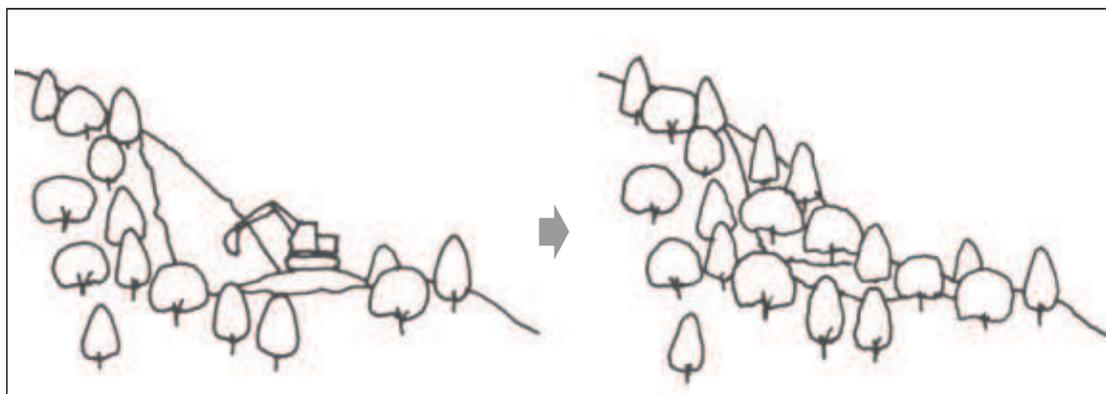
風景づくりの基準

- ① 周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。
- ② 採取等後は周囲の自然環境と調和した緑化等により修景すること。

解説

土石の採取及び鉱物の掘採をする場合は、採取の位置や方法を工夫するとともに、周りを植栽や周囲に調和する塀などにより、周囲から直接見えにくいようにします。また、採取後の土地は、緑化などにより以前と同じような自然環境に戻るようにします。

●採取後の緑化



◆周りから目に付きやすい場所にある採取地は風景への配慮が必要

屋外における物件の集積又は貯蔵 集積、貯蔵の方法及び遮へい等

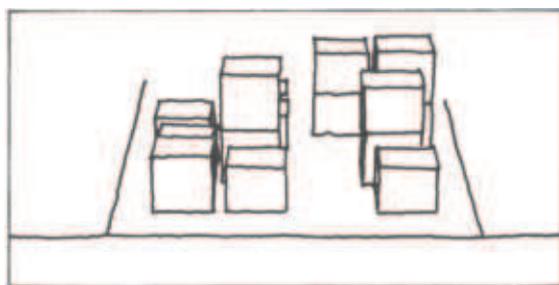
風景づくりの基準

- ① 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。
- ② 道路から見えにくいように遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の風景に調和するように努めること。

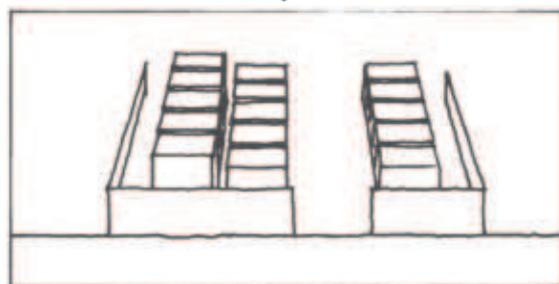
解説

屋外に土砂や廃棄物、再生資源や資材などを保管する場合、その物件が周囲の風景に支障をきたさないように高さをできるだけ低くし整然と積むようにします。また、道路などから見えにくいように周囲を植栽や自然環境に調和する塀などを施します。

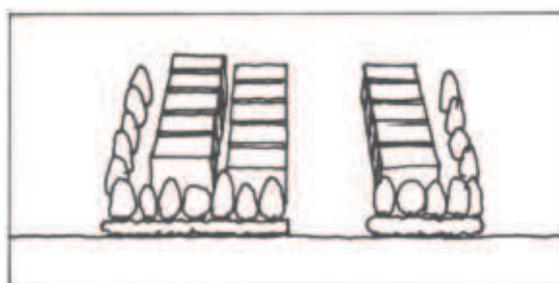
●集積・貯蔵の修景



乱雑な集積・貯蔵



低く積み、自然環境に調和する塀（木塀）



低く積み、周囲を緑化



◆風景にマイナスな印象を与える集積所

太陽光発電施設等 建築物 | 工作物

風景づくりの基準

太陽光発電設備又は施設は、届出対象行為のうち、建築物に係る行為又は工作物の太陽光発電施設に該当することから、地域区分毎の基準に沿って風景づくりに配慮すること。特に行為の種類のうち配置や意匠・形態、緑化について考慮し、周辺の風景に調和するように努めること。

解説

環境問題や再生可能エネルギーの利用などの観点から太陽光発電設備・施設の設置が増えてきていますが、設置にあたっては周囲の自然などとの調和を考える必要があります。

屋根又は屋上への設置にあたっては、パネルは、反射が少なく色彩を黒又は低彩度・低明度の目立たないものとします。またパネルの枠及び架台の色は、黒・濃い灰色とするよう努めます。外壁への設置にあたっては、その他の外壁の色彩と調和するものとします。

地上への設置にあたっては、施設の電柱・鉄塔、付帯設備などは、出来るだけ目立たない位置に配置します。敷地の周りは、出来る限りパネルやその骨組などが直接見えないように緑化や周囲と調和する塀などを設けます。

モジュール面積（新設又は増設後の一団の面積）が300㎡以上の太陽光発電施設等を設置する場合、その計画の概要が明らかになった時点で地域住民等（地域住民（設置が計画される区域周辺の土地及び家屋の所有者）並びに区長（地域住民が属する行政連絡区の代表者））に対して計画の説明・協議を十分に行い、協調に努めます。

●周囲に配慮する太陽光発電所



田園風景に対して規模の大きさが目立つ



工業地域に設置された発電所



パネルの裏側や設備がむき出しに見える



周囲の緑化により風景に配慮する

自動販売機 行為の届出対象範囲外

解説

自動販売機は、広く普及・定着して市民の生活の一部になっています。一方、自動販売機の色彩やデザイン、設置場所は、風景やまち並みを構成するひとつとなっており、風景づくりを進める上で周辺との調和を図るための責任も問われています。

自動販売機の設置は、周囲との調和に配慮し、基調色をけばけばしい色彩とせず落ち着いた色調とします。商標・ロゴマーク、広告物は必要最小限の表示とします。

●自動販売機の例



落ち着いた色調の自動販売機



建物と一体化された自動販売機

ごみ集積所 行為の届出対象範囲外

解説

ごみ集積所をきれいに維持していくためには、集積所を利用される方一人ひとりが、資源・ごみを正しく分別し、決められた曜日や時間を守って適正に排出し、ご利用の皆さんで協力して管理していくことが必要です。一方、ごみ集積所やごみの集積は、風景やまち並みに影響することから、出来る限り周囲との調和を考慮した工夫をします。

●ごみ集積所の例



市販のゴミストッカー



木製ごみ集積所（大野市景観賞）

のぼり旗等 行為の届出対象範囲外

解説

のぼり旗や捨て看板は、手軽に移動設置することができ、店舗に目線をむけさせて販売をつくることができます。しかしながら、のぼり旗が多すぎたり、放置されたままでは周辺の風景に影響を与えます。

のぼり旗や捨て看板は、基調色をけばけばしい色彩とせず落ち着いた色調とし、出来るだけ間隔をあけて必要最小限の数とし、必要な設置期間を過ぎたものは直ちに撤去します。ただし、祭りや歳時記用ののぼり旗は除きます。

●のぼり旗等の例



のぼり旗

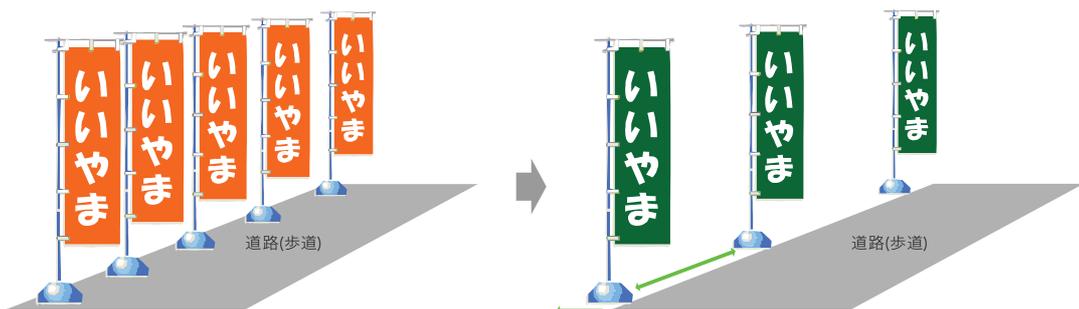


伝統的なのぼり旗



捨て看板

●のぼり旗の望ましい設置方法



- ・ けばけばしい色彩
- ・ 狭い間隔で大量掲載
- ・ 道路上の設置（違反）
※歩行者や自転車の視線を遮り危険

- ・ 落ち着いた色彩
- ・ 必要最小限の数と間隔（4m程度）
- ・ 敷地内の設置
- ・ 破れや変色したものは速やかに撤去

緑のカタログ 緑化基準の参考植栽（共通）

解説

風景づくりの基準には、地域区分ごとに、建築物や駐車場・自転車置き場周りの緑化、敷地内の優れた樹木の保存や修景的な活用などが示されています。さらに周辺の樹林等との調和や自生する樹種の活用が求められています。そこで、実際の植栽を考える際に参考となる飯山の風土と風景に合う樹種の一部をカタログ的にまとめました。お勧めする樹種は、ふるさと感じ温かく迎え入れるという想いのもと、新幹線飯山駅周辺の植栽にも採用するものであり、中低木と下草類を中心に選びだしています。

●季節感を演出する下草類と低木

春

3～5月



ユキヤナギ白枝垂系



フクジュソウ/黄



イカリソウ/ピンク



ミヤコワスレ/青



シラン/ピンク



球根類・水仙/黄



ハナニラ/青

夏

6～8月



フヨウ/白/株立ち



キキョウ/青



カワラナデシコ/ピンク



カライトソウ/ピンク

秋

9～11月



コユマミ/実・紅葉/株立ち



菊類



アキチョウジ/青



ホトトギス/濃赤

葉物類



フッキソウ/通年



フウチソウ/通年



ヤブラン/紫(通年)



イトススキ/秋

●彩りのある中低木

春

3～5月



■マルバマンサク '丸葉満作'

花期：4月

樹高：2～5m

春、他の花に先駆けて黄色の縮れ
たりボン状の花をつける。樹皮が強
靱なので輪かんじきの材料にされた。

■オトコヨウゾメ '男莢迷'

花期：4月～5月

樹高：1～3m

枝先に小さな白い花をつけ、木姿が繊
細で「男」がつくが女性的な印象。



■ヒュウガミズキ '日向水木'

花期：4月

樹高：1.2～2.0m

花は葉が出るよりも早く、黄白色の小
花が数多く下垂する。半球状の整った樹
形になる。

■ヤマブキ '山吹'

花期：4～5月

樹高：1.0～1.5m

日本原産種 美しい山吹色の花が咲く。



■ミツハツツジ '三つ葉躑躅'

花期：4～5月

樹高：1.5～2.0m

ピンクの花が葉に先立って咲き、葉は
枝先に3枚輪生することから「ミツバ」
が名につく。野趣に富んだ樹姿と花は愛
すべきものである。

■オオバクロモジ '大葉黒文字'

花 期：4月

樹 高：2m前後

葉や樹皮に芳香があり、高級爪楊枝の
材料になる。



■コバノズイナ '小葉隋菜'

花期：7月

樹高：1m前後

夏にブラシ状の白い花を咲かせる。秋
の紅葉も鮮やかで美しい。

夏 6～8月

■四季咲きヤブデマリ 'ワタナベ'

花期：春～秋

樹高：1～2m

株に力がついてくると長期間白い花が咲く。樹形はコンパクトにまとまる。



■フヨウ '芙蓉'

花期：8～10月

樹高：1～2m

夏を代表する花木。花の色はピンク、白があり、最大直径15cm程の大きな花を咲かせる。冬は地上部が枯れるので冬囲いの心配はない。

■ゲンペイシモツケ '源平下野'

花期：5～7月

樹高：0.5～1.0m

初夏に白と桃色に咲き分けた小花がたくさん咲く。丈夫で放任でも育つ。



■バイカウツギ '梅花空木'

花期：6～7月

樹高：約2m

花は梅の花に似た白花で芳香がある。樹形は枝分かかれしてブッシュ状になる。

秋 9～11月

■ヤマモミジ '山紅葉'

花期：4～5月

樹高：5～10m

秋に紅葉する代表的樹木。



■コマユミ '小真弓'

花期：5～6月

樹高：1～2m

山野に自生し、秋の赤い実と紅葉が美しい。花は小さく目立たない。

